

文 教 厚 生 委 員 会 記 録  
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成21年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

---

開会の日時

年月日 平成21年10月8日 木曜日  
開 会 午前10時4分  
散 会 午後5時34分

---

場 所

第2委員会室

---

議 題

- 1 社会福祉及び社会保障について（沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について）
- 2 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 3 陳情平成20年第64号、同第72号、同第136号、同第137号、同第149号、同第162号、同第175号の2、同第187号、同第192号、同第201号の2、陳情第33号、第63号、第64号、第107号、第131号、第150号、第162号及び第170号

---

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん

委員 上原 章 君  
委員 比嘉 京子 さん  
委員 奥平 一夫 君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部長	知念 建次 君
平和・男女共同参画課長	瑞慶村 むつみ さん
県民生活課長	譜久山 典子 さん
環境政策課長	安富 雅之 君
環境整備課長	下地 岳芳 君
福祉保健部長	奥村 啓子 さん
福祉・援護課班長	伊波 盛治 君
青少年・児童家庭課長	新垣 郁男 君
障害保健福祉課長	垣花 芳枝 さん
観光商工部産業政策課班長	安里 厚 君
観光商工部経営金融課長	比嘉 清市 君
教育庁義務教育課長	上原 敏彦 君
教育庁県立学校教育課特別支援教育監	東風平 朝淳 君
県警察本部生活安全部生活保安課指導官	糸数 昌宏 君

---

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第4号議案、陳情平成20年第64号外17件及び本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求めております。

まず初めに、本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について審査を行います。

ただいまの議題について、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 資料1の沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について御説明します。

1ページをごらんください。この計画の策定の目的でございます。

発達障害者支援においては、ライフステージを通じて一貫した支援体制を構築することが重要だとされています。

そのためには、関係機関が支援の実態や役割等について共通の認識を持ち、連携して支援体制を構築する必要があります。

県としては、発達障害者支援センターを中核に、関係機関と連携して体制を整備していくこととしておりますが、医療機関の確保や、支援する人材の育成など緊急の課題に対応するため、計画性、実効性のある推進体制を構築する必要があります。

以上の状況を踏まえ、関係機関が連携して、地域における一貫した支援体制を構築し、発達障害者とその家族を支援することができるよう沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画を策定したところです。

2ページをごらんください。本計画の策定に当たっては、県民の皆様からパブリックコメントを募集いたしました。

主な意見として、各機関が連携して切れ目のない一貫した支援システムをつくってほしい、関係機関の役割を明確に示してほしい、福祉と教育の連携を図ってもらいたい、早期発見、早期支援のための医療体制を充実してもらいたい等の意見をいただきました。いただいた御意見については、その趣旨を踏まえて、計画に反映しております。

では、計画の内容について御説明します。3ページをごらんください。

まず、計画の基本方針を定めています。要約しますと、計画策定の目的で御説明したように、ライフステージを通じて一貫した支援体制を整備するため、関係機関の役割を明確にし、連携体制を構築するというところでございます。

計画の実施について御説明します。4ページをごらんください。

まず、計画性、実践性を重視するために年次目標を明示しました。平成21年度から平成23年度までを前期、平成24年度から平成25年度までを後期としてお

ります。

次に、発達障害者支援センターを中核機関とし、地域の障害児（者）支援体制及び県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会と連携する一貫した支援体制を構築してまいります。

また、計画の進捗状況等については、県発達障害者支援体制整備委員会において事業の実施状況を評価してもらい、見直し等について御意見をいただくこととしております。県発達障害者支援体制整備委員会については、最低年に2回は開催する予定です。

5 ページは、この計画に関係する機関のリストです。

県の福祉・保健・医療・教育・労働部門、市町村、福祉サービス事業所、民間団体等となっております。

6 ページから9 ページは、計画に位置づけた事業の概要でございます。6 ページをごらんください。支援体制を整備するに当たって、6 つの基本機能を設定しております。

早期発見等相談支援、発達支援、就労支援、情報発信、普及啓発、関係機関との連携の6項目となっております。

計画においては、この各機能についてそれぞれ実施する事業、関係機関の役割等を位置づけております。

また、①から④の機能については、乳幼児期、学齢期、成人期というようにライフステージごとに区分して事業を位置づけております。

7 ページから9 ページが、各基本機能に位置づけた事業となっております。この事業のそれぞれに関係機関の役割が位置づけられます。

10 ページが、本計画に基づく支援体制のイメージ図でございます。

県発達障害児（者）支援体制整備計画において関係機関の役割を整理し、それに基づいて各機関が連携しながら発達障害者への支援を行うというイメージになっております。県発達障害児（者）支援体制整備計画についての説明は以上です。

資料2の沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（案）について御説明します。

初めに、計画策定の目的について御説明します。

先ほど御説明したように、県発達障害児（者）支援体制整備計画に基づいて支援体制を整備するに当たり、早期発見、早期の相談、療育支援を担う人材の確保及び育成が緊急の課題となっております。

そのため、地域における途切れのない支援を担う人材の計画的な育成とともに、支え合う地域づくりを推進する観点から、県発達障害児（者）支援体制整

備計画の趣旨を踏まえ、別途人材育成計画を策定することとしました。

2ページをごらんください。人材育成についての課題を御説明します。

まず、研修を実施しても、その受講者が地域における支援体制のリーダーとなる仕組みが整っておらず、個人の資質の向上にとどまっているという現状がございます。

次に、具体的な技術講習を希望する声が多いということ、健診後のフォロー体制構築のための研修の強化が必要であるということ、研修の企画に当たっては、受講対象者、当事者団体等の意見を取り入れる必要があるということがございます。

人材育成計画（案）の内容について御説明します。3ページをごらんください。

目標が3つございます。

研修は、基礎研修、専門研修、普及啓発研修について、対象及び年次目標等を明確にして実施するという事、研修の実施は、発達障害者支援センターを中心に実施することとしますが、関係機関等と連携して実施する研修については、同センターに設置する連絡協議会と調整を図りつつ実施するという事、離島等の支援体制を構築するため、研修実施機関が地域自立支援協議会と連携するなどして研修実施後の支援体制整備を促進するという事がございます。

4ページをごらんください。実施期間は、県発達障害児（者）支援体制整備計画と同じく平成21年度から平成25年度までの5年間です。

実施体制として、当事者や関係機関等で構成する検討会を設置して研修カリキュラムを策定します。

開催に当たっては、できる限り関係団体との共催によることとし、地域支援体制への反映を促進します。

計画内容及び進捗状況については、体制整備計画と同様に県発達障害者体制整備委員会から意見を聴取し、県の対応に反映させていくこととしております。

次に、研修の基本的な考え方、骨組みについて御説明します。

目標のところで御説明したように、研修は大きく基礎研修、専門研修、普及啓発研修の3つで構成します。

5ページをごらんください。基礎研修は、発達障害児（者）に日常的にかかわる者に対し、基本的な知識、かかわり方の習得等を目的として実施します。

6ページは専門研修です。発達障害児（者）への療育、支援を日常的に行っている者の中でアドバイザーとして活動でき、家族支援等を行うことができる人材の育成を目的とします。

7ページは啓発研修です。一般県民に対して、発達障害児（者）に関する正

しい知識と地域におけるかかわり、受け皿としての体制整備を促進することを目的として実施します。

8 ページですが、本計画（案）については、現在、パブリックコメントを募集しているところでございます。

以上で、人材育成計画（案）についての説明を終わります。

資料3の沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議について御説明します。

設置の目的でございますが、発達障害者支援法、体制整備計画、人材育成計画に基づく支援体制の着実な推進を図るため、庁内の関係機関で構成する協議の場を設け、発達障害児（者）に対する支援施策の進捗状況の確認、課題への対応策の協議を行うこととしております。

2 ページをごらんください。会議は、県発達障害児（者）支援体制整備計画に関係する庁内の機関の長で構成し、下部組織として班長クラスで構成する実務者会議を設置しております。

連絡会議は年2回、実務者会議は毎月開催することとしております。

資料4の沖縄県発達障害者支援センターについて御説明します。

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法第14条に基づいて都道府県が設置するものでございます。平成21年4月1日現在、全国で76カ所設置されております。

本県の発達障害者支援センターは、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会に運営を委託しており、当該法人が運営する肢体不自由児施設、沖縄小児発達センター内に設置されております。名称をがじゅまーるといいます。

2 ページをごらんください。発達障害者支援センターのスタッフでございますが、同センター長は本体施設の園長を兼務する医師でございます。

専任スタッフとして、相談支援員1人、発達支援員2人、就労支援員1人の計4人の職員が発達障害者支援センターの業務を行っております。

3 ページをごらんください。発達障害者支援センターが行う主な事業の内容です。相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修となっております。

3 ページから5 ページには、発達障害者支援センターが行うこれらの事業の概要について説明してございます。

6 ページから9 ページは、平成21年7月末現在の発達障害者支援センターの活動実績でございます。

10 ページは、発達障害者支援センターに設置する連絡協議会の概要でございます。本協議会については、10月15日に第1回会議を開催することが決定しております。

資料の説明については、以上です。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず、この計画がいち早く出てきたということに対して敬意を表したいと思います。本県における発達障害対策というのが、非常におくれているということが前議会中にも指摘がなされたところでございます。まず第一に、大枠として、この計画の位置づけについてお聞きしたいと思います。この計画は、もっと大きな沖縄県次世代育成支援行動計画（おきなわ子ども・子育て応援プラン）、これとの関連についてはどういう位置づけになっているのか、その関連についてお聞きします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 県の子育て支援の後期行動計画におきましては、基本目標の一つである要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進という項目がございます。大きな項目です。この中におきまして、発達障害児対策について項目を設けて明記するという予定でございます。

○比嘉京子委員 これから平成22年度から平成26年度までの、沖縄県の後期計画だと思えますけれども、その中にきちんと発達障害についての項目が位置づけられるという認識でよろしいでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 そうでございます。

○比嘉京子委員 今なぜこれをお聞きしたのかといいますと、先の赤嶺昇委員の先の議会中におけます質疑の中で、発達障害が参酌標準には組み込まれないというような答弁があったかと思うのですけれども、それについてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ただいまの御質疑ですけれども、次世代育成支援対策推進法の中で定められております参酌標準という用語がございます

が、今回の後期行動計画を策定するに当たって平成20年12月に法律が改正されて一前期にはなかった用語ですけれども、今回次世代育成支援対策推進法の中で定められている用語です。赤嶺昇義議員からありました参酌標準の中での発達障害に関する位置づけはという御質疑でありますけれども、参酌標準と申しますのは、市町村が具体的に行動計画を定めるときに全国共通で12の事業、12の項目を定めまして、それについて国のほうで示した計算式があるわけです。ひとり親家庭ですとか、2人共働き家庭かどうかとかそういう世帯区分をした上でアンケートをとって需要を、例えば保育の需要だとかいろいろな需要を推測といいますか、計測するような式にするわけです。この参酌標準の中で定められている事業といいますのは12事業ございますけれども、通常保育、特定保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病児病後児保育、放課後児童健全育成事業、それから地域子育て拠点事業、一時預かり、ショートステイ、ファミリーサポート、分野は福祉だけではなくて労働分野に及んでおりますけれども、こういう12事業のものについては、全国共通で参酌標準という形で定めて、それをもとにしながら現実の一各市町村のそれぞれの現実でございますので、それと調整しながら市町村の方と県とでいろいろ調整しながら、それを集約していつて定めるのが県の後期行動計画ということになるわけです。この12の項目の中に発達障害という事業は入っておりませんということでございます。

**○比嘉京子委員** 私も気になりましたので厚生労働省のホームページで参酌という言葉で書かれていましたけれども、一応見てまいりました。では、県の行動計画の中、次世代の中にきちんと位置づけられるということを確認して、次の質疑をしたいと思います。まず何よりもみんなが願っていることは、いかに早く発見をして、その子供にふさわしい支援をしていくか、しかもその支援が、途切れがない支援にしていくかということ是非常に問われているわけなんです。私が本会議でもずっと質問いたしましたのは、この計画のどれくらいの子供を対象として、この計画を立てているのか。今、この中にどれだけの人材を育成するというような数字等がありますけれども、結局、どれくらいの割合の子供たちがいることを想定した計画になっているのかという、非常に入り口のところがまだまだ不十分なのかなという質疑の中で感じておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 気になる子、支援を要する子の数ということについては、これまでもずっと申し上げてきましたことは、県としては有所見率ということを見てもまいりましたということをお知らせいたします。

ただその中で、いわゆる乳幼児検診のとらえ方、そこでの支援を要するという児童のとらえ方、それがどうも市町村にばらつきがあるということの指摘がありまして、市町村間で支援をする、児童の、いわゆる格差が生じているということが一つございまして、もう一つは発達障害に関しての支援に関してのアンケート調査を実施しましたけれども、その中において県内の障害児保育を実施している保育所に対するアンケートの中で出てまいりました結果が、年齢が高くなるほど気になる率が高いという結果が出てまいりました。ただ、その辺については回収率が100%ではございませんので、私どもとしてはそういうことも踏まえて、この前回行った計画のより詳細な確認、調査、それと乳幼児検診における審査の見直しについて再度検討していこうととらえているということです。

**○比嘉京子委員** これは今までの議会中の答弁と同じなので、少し踏み込んだ質疑をしているつもりなんですけど、皆さんの我々の前に配られた1歳半検診におけるの有所見率が2.1%、3歳児検診が6%、それから学齢期について3.4%という数値があります。それをもって答弁をされました。もちろん、今ばらつきがあってマニュアルが一元化されていないということはあるかもしれませんが、こういう大きな計画を立てるわけですから、おおよそどれくらいを想定した上でこの計画を立てるのかという、まず対象の数字というのがないと、人材育成をどれくらいやっていくのかというような具体的な計画がおりていかないだろうと思うんです。そのことで実態の調査におけるの云々ではなくて、この計画をつくるに当たって皆さんがどれくらいを対象として、この計画を考えるべきであろうとされましたかという質疑をしているのですけれども、福祉保健部長どうですか。

**○奥村啓子福祉保健部長** 有所見率と今アンケート調査等で拾えた、現在把握している数字、今後やはり問診表等を統一することで掘り起こされるというか、いろいろ出てくるだろうという想定はございます。それが今の乳幼児の何パーセントであるという具体的な数値としての目標は、今のところ立ててはおりません。

**○比嘉京子委員** この数値というのは、次々に子供が生まれてくるので必ずしも一定ではないことは予測できるわけです。そういうことを考えますと、まずは少ない数字で押さえて計画を進めていくのではなくて、ある程度全国的な平均値としては、7%から8%というようなことというのは先進地的においても、

他都道府県においても大体押さえられている数字だと思います。それを下回って計画を立てていくのではなくて、例えば10%いるのではないか、この具体的に比較すると、私も議会で言いましたけれども、1歳半検診で沖縄県が2対1に対して、例えば名古屋市だったら32.4%とっているよということなんですけれども、それだけ開きがある。どんどん大枠で入れていきながら絞られていくだろうとは思っています。そういうことを考えたときに、数字の変化は見直しという時点も考えられております。やっぱりある程度10%くらいおおよそ想定して、その計画をまず実態を調べてから動かしましようではないわけですから、これを即3年間どうするかということをつまんながそれぞれの分野が動くわけですから、県が10%です、10%くらいは一応想定の中に入れておいて、見直しがあるかもしれないけれども、少ない数字よりは、多い数字で、もしかするとこれより以上かもわからないんです。ある程度その枠の中で想定をした人の育成であるとか、それぞれの場所の整備であるとか、こういうことをした上で医師の確保をどうするかとか、人材をどうするかというような私はここに何かこの対象が見えていない。もう一回調べますというけれども、調べるために時間もかかる、そういうことでおろしていきたくて、私はある程度大きな数字を、これはアバウトだけどという前提のもとにおいていくことが私は望ましいのではないかと考えていますが、いかがですか。

**○奥村啓子福祉保健部長** 物事を進める上では、そういう意味で数値目標が非常に大事かと思いますが、この発達障害児の件に関しましては、その計画の中で今問診票とかそういうのを見直してございまして、やはりそれを統一してスタートしたときに、やはりこの有所見率的な気になる子というのがどのくらいいるというのが大体つかめてくると思うんです。それに応じて、やっぱり市町村としてもこれくらいあればそれを支援する親子通園とか、何らかのサービスというのがどれくらい必要になるのかとかでやっていく中で、このお互いの支援体制というのを整備していくしかないのかなと思っております。

**○比嘉京子委員** なぜこれを言うかということ、早期発見が大事なわけです。そうしますと年齢がいつ気がついている人たちがいっぱいいるわけです。私は、問診票でどれだけの親がそれに気がつくかわかりませんが、これは専門医がある程度のスパンをかけて見定めていく期間が必要なわけです。ですから、問診票をマニュアル化したからといって、もちろん今までよりはよくなると思います、一律的にやるから。けれども、そういうことではないんじゃないのかということも含めて、ある程度の枠で想定をするべきではないかということと言

っているんです。例えば、沖縄県だと小学校に入って気づいている人もいっぱいいるわけなんです。もちろん、それに対する啓発が少ないというのものもあるかも知れませんが、全国比によると5.1歳のときの発見率が一番高いということもあるわけなんです。それが小学校に入って、私も何名かの子供の親御さんと一緒にこの間会って来ましたが、本当にわかりません、本当に。ある種の言葉に対して非常に敏感に反応するといいますけれども、普通に接していて、普通にお茶飲んでいるとわからないんです。この子のどこが対象なのか本当にわかりません。だから、これを親がずっと疑問を持ちながらいろいろいく中で、もしかしたら、だけれども集団の中でいろんな専門的な目が確かになっていけばもっと早くできるはず。そういうときに私はこれ以上言いませんけれども、ある程度の大枠の数字を置いて、それが上になってもいいし、下になってもいいわけですから、少ない数字の2%、3%を動かして行って、市町村がそれに対して応じていくだろうと、そういうことではなくて、なぜかという県発達障害者支援センターを中心として、人を養成していくわけです。そのことを考えると、県の計画は、私はこのことはとっても大事だから時間を割いているんですけれども、そこはやっぱり私はもっとはっきりとした目安が必要ではないかということ意見を述べて、もう一点だけ聞いて終わりたいと思います。

次に、やっぱり今言った早期発見というところにおいて、皆さんがつくった計画というのを見させていただいたということです。ある意味で、県が今回の計画はそれぞれの担当を明確にした、そしていつまでにやろうと。だけど3年間でやろうというけれども、その間に事務局的には月1回、それから全体的には年2回みたいな会議を入れながら、見直しをしながらいうことなんです、そういうような具体的な人材を養成するときに今言った目安がないと、やっぱりどれだけの人を集めて人を養成していくかということ1年待たずにやらないといけないわけなんです。そういうことを考えると、この3年スパンでということだけではなくて1年目、2年目、3年目というようなことがもっと明記されていかないといけないのではなかなと。3年間といたら、ことしやらないで来年やろう、来年やらなくて最後の年にみんなで大慌てでやろうとかこういうようなうがった見方かもしれませんが、そういうようなことにもならざるを得ないんですよ。そういうことを考えると大枠でもいいから、1年間でそれぞれ分担した部署が、大体この計画のここら辺はやりましょうよと、2年目でやりましょうよ、3年で一応完結しましょうよ、それでもなお完結しない場合に4年、5年ですよみたいな、何が具体策かが見えない、今一歩見えない、そういうような計画になっているのではないかと。もし、これは出していない

けれども持っているというのであれば、大枠でいいですからお聞かせいただけますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 今回の計画の中で、体制は一要するに支援をする体制をどうつくっていくかという視点で今作成していきまして、一方の支えていく人材育成を合わせてつくっているということになります。この人材につきましましては、委員御指摘のように、やはり年次計画を示しながら、確実に地域につなげていくという人材の確保も必要だと考えております。現在、内部においてどういう計画と実効性をやっていくのかということの検討を始めております。計画そのものの中で明示するのか、それとも年次計画の中で、説明の中でやるのかということやはり検討が必要で、私どもとしては年次計画をつくるごとに公表をしていくというやり方で今進めているところです。

○比嘉京子委員 どれくらいの人材が必要かという私のさっきの質疑で、平成23年度までに基礎及び専門研修に1800名の数値目標を持っていますという答弁があったんです。これについて大体どういう人材を、どのように、どんな割合でというか、いつごろまでにかがわかればもっとよろしいんですが、内訳がありましたら教えてください。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 基礎研修といいますのは、直接接する、やはり直接支援員に対してより理解を深めるための研修でして、例えば保健師ですとか、保育士、主任児童員、それから母子保健推進員、児童デイサービスの支援、放課後児童クラブの指導員等を予定しております。例えば、保健師の場合は県内の総数が約3割程度、それが約150名、それから母子推進員の皆さんはより身近なところに接する方ですので、半分程度は受講していただくというふうなことで決めながらやっています。保育士については認可、認可外各1名ということで800名程度ということの想定です。そういう想定をしながら、研修は基礎研修、専門研修と進めていこうという考えです。

○比嘉京子委員 専門研修についてはどうですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 専門研修につきましましては、基礎研修を受講した方を前提といたしますので、この場合は乳幼児健康診査従事者ということで、県の保健師や市町村の保健師等約100名、発達障害支援の支援者養成ということで、保健師、保育士それから児童デイサービスとか、専門相談員の皆さんと

か、児童クラブ親子通園とかの支援の皆さんをトータルして200名、それから支援者の養成研修の2ということで、より専門的に進める地域の中でのリーダーとしてやっていく方を約100名、やっぱり同じような対象、それから地域のコンサルテーションとして地域の中でコーディネーター業務ができるというような方を25名程度、各福祉圏域ということです。それから、ピアカウンセラー、当事者の皆さんによる支援ということが重要ということで、ピアカウンセラーにつきましては20名という各目標を立てて計画をしております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 先ほども質疑があったんですけども、どれだけの発達障害で気になる子も含めて、対象としてどれだけがいるのかということ想定してないと具体的な計画というのが本当につくれるのか、今具体的に研修を受ける2次研修にしても、何名の皆さんを養成するというのも数字を上げていらっしゃるんですよ。これはどれだけの子供たちに対して、どれだけの子供たちに対してどれだけの人が必要かと、それからまた広げていくとか、やっぱり具体的ににならないと計画にはならないわけです。やっぱり何名の対象が想定されるのかと、想定人数というのは、今計画を立てる時点であるはずなんです。その数字について今何名で押さえていらっしゃるのか、お尋ねします。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 先ほど来申し上げておりますけれども、県として、これまで支援を必要とする児童の数は有所見率を基本としてまいりました。それについていろいろな御意見があること、それから全国の平均が6%程度ということが示されております。それともう一つは、支援を必要とする児童についての考え方という現場からの意見等を踏まえて、数値を何パーセントかというところと全国の平均の6%だろうというところが頭の中では想定いたしておりますが、ただ私どもがこの整備計画の中で支援体制として示しておりますのは、この別表の中で示しているとおり、各途切れのない支援をするためにどういう支援が必要かということにおいての支援の項目をやっています。その中で、それを充足していくことによって地域においての支援の体制を確保していこうと、それから人材育成につきましては、現在いる保健師の数、主任児童員の数、そういうことの何パーセントが支援体制として確保していきたいと、そのことによって支援に向けての発達障害の理解の度合いを高めていくという視点で作成をしております。

○西銘純恵委員 6%程度というのは何名になるのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 沖縄県での最近の出生が大体1万7000人くらいありますので、この方たちの6%という計算を、学童期に入るまでの6年間で6倍という形になりますと、6000人くらいでしょうかという計算になります。

○西銘純恵委員 6000人くらいというのは、県立南部医療センター・こども医療センターのこころの診療科、きのうも審査したんですけれども、県立病院で診察治療を受けている子供たちも約1300人ですか、一つの病院だけでも、これだけいるという、一つの病院だけでもこれだけ年間いたということを聞いたら、やっぱりそれだけの数字を対象にして、この子供たちを支援をしていくという計画になれば、やっぱり相当計画そのものをしっかりとやっていかないといけないのではないかと思います。最初に、県発達障害児（者）支援体制整備計画について、医療機関の確保ということでやっているのですけれども、人材育成計画についても1歳半検診や3歳検診でやはり専門の医師や専門の障害を理解できる、判断できるそういう人材をどれだけ確保するかということが早期発見につながると思うんです。ですけれども、医療機関の確保と医師確保について具体的に明記されていないと思うんです。ほかの職種というのか、支援員については人材確保、数字も先ほど出ましたけれども、医師確保をどのように考えているのか、計画を持っているのかをお尋ねをいたします。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 医師確保の項目の明記ということにつきましては、先日開催しました発達障害者支援体制整備委員会の委員のほうからも指摘を受けておりまして、その辺は人材育成計画の中で少し検討していきたいと考えております。その中で、医師である委員から提案がございましたのは、医師の養成というのは時間がかかると。国が養成している中で、県として何ができるのかということ位置づけていくことが重要であると。何かというと医師の現在の21医療機関公表しておりますが、それ以外の診療はできるが公表はできない、要するにホームページ上公表できない医療機関が36あります。そういう医療機関の皆さんのフォーラム的な意見交換をやって、ネットワークを構築していくという取り組みを強化する必要があるのではないかと医師確保についての具体的な提言もございました。そういうことも含めて、今後、人材育成計画に医師の確保に向けての取り組みは反映させたいと考えております。

○西銘純恵委員 21の公表できる医療機関があつて、そこでも何名の子供たちがそこに通っているかという数字も掌握されていない。でも、きのう陳情者の中には5歳の子供を急いで医者で診てもらいたいけれども待たされたままで、実際は専門医の診察を受けていないと、うちの子はどんな障害なんだろうと本当に不安を抱えているということを出されました。ですから、6000名想定されるということであれば、おっしゃるようにその専門医が少ないということであれば、現にいる医者、ほかの診療科含めてやっぱりその養成をしていく、支援体制をつくれるそのような目線で、視点を変えて養成をしなければ追いつかないだろうと思うんです。ですから、先ほど答弁なされた36の医療機関というのが小児科ということでおっしゃったのか、それともほかにもそういう専門を学んで発達障害についてもやっていきたいという医師をアンケートでも意向調査をとったのかどうかも含めて、36機関というのは何をもって出されてきたのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 これはアンケート調査を実施いたしております。県内の小児科医、精神科を含めて調査を実施しました。その結果としての数値でございます。それと、医療機関の初診待ちの機関について、この調査の中で実施しておりますが、21の公表しているリストの中で、3カ月程度の初診待ちが沖縄本島北部地域で1医療機関、2カ月程度の初診待ちが沖縄本島南部地域で4医療機関、おおむね1カ月以内という医療機関が沖縄本島南部地域で2医療機関、初診待ちはないという医療機関が14ございます。今こういう情報を提示することによって、ぜひ診療につなげていきたいということでホームページのリストを公表しているところです。

○西銘純恵委員 障害児の親御さんの話は皆さん横の情報を得て、あそこに専門家医がいるらしいよというそういう話はするけれども、でも実際に行ってみたら子供の状況についての的確に診断をすることができなかったというような、専門と言われるような方の中にもやっぱりいろいろ子供に対する診察の仕方といいますかーこれはとても難しいらしいんですよ。やっぱりこのお医者さんとは信頼関係とかいろいろとデリケートなものがあつて、そういう意味では初診待ちがないというところに、この親御さんを紹介していくとか、そういうのも含めて専門的な養成をするというのは本当に医者自身の研修を重ねる以外ないと思うんです。小児科、精神科という科とおっしゃったんですけれども、お医者さんにもっとそういう希望する方が出るのではないかとということも私は期待

しているんです。医師が足りないということを早急に広げていくという立場では、発達障害に限定しないで、沖縄県で取り組んでいきたいという趣旨を明記して、また広く医師養成の立場から計画をとっていつてもらいたいと思うのですが、その拡大についてはどのように考えていますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 診察ができる医師の確保に向けては、県医師会と連携して研修の設定等について進めていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 少なくとも、今年度は何名の医師を増員する、具体的な数値目標をしっかりと掲げてやっていただきたいと思います。

次に、発達障害者支援センター、中核機関とするという位置づけを明記していますけれども、体制が4人だと。この4人体制については、足りないのではないかと一番危惧するわけですよ。ですから、中核センター、発達障害者支援センターでよしとするのか、発達障害者支援センターは沖縄本島中部地域にあります。ですから、沖縄本島南部地域というのがこういう親御さん、子供と一緒に通えるかといういろいろ考えたら、やっぱり宮古地域、八重山地域も含めてそういうセンターというのは身近なところに広げることが大事だと思うし、4人体制で6000名というのがまずありますので、これについてはどのように、計画に入っていないんですか。発達障害者支援センターの4人体制であるものですから、これは強化するべきものではないのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 発達障害者支援センターを支援の拠点として進めていくというようなことは、現在、市町村等で実施しています。例えば、早期の支援に向けての取り組み、県内に55カ所児童デイサービス事業所等ございますけれども、そういう事業所、それから地域における社会資源に基づいた支援を高めると同時に、その高めることによって発達障害者支援センターの拠点化を強化するというふうな取り組みです。現時点で、発達障害者支援センターと各地域の支援体制がしっかりと一時機能的なもので体制が整っているわけではございませんので、今後の方向性としてやっています。現在、そういう発達障害者支援センターを強化するという意味では、療育に向けての療育支援事業とか、先ほどの相談支援の事業と組み合わせながら、巡回とかとを組み合わせながら現在対応しているというところですよ。

○西銘純恵委員 地域の支援拠点について、どのような考え方を持っていますか。計画を持っていますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 地域の各市町村において、そういう発達障害児（者）と親、家族の方が集まり、交流する場を各市町村が持つことは非常に重要だと考えておりました、そこは整備を促進していきたいと考えております。整備を促進していくための県の支援として、今回の議会において9月の補正予算において5圏域分の整備費を補助するというのでやっておりますが、こういうことを通して各市町村の拠点整備を推進していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 もう一点お尋ねいたします。教育の関連ですけれども、人材育成計画なんです、特別支援教育、そしてヘルパー養成への関連を含めて、この計画の中でかかわる市町村、沖縄県の教育委員会が機関として入るというのがあるんですけれども、市町村の教育の現場で、その子たちを見るところの教育委員会ー市町村教育委員会というのが入っていないと思うんですが、それについてはどう考えているのでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 教育委員会につきましては、現在の県機関との連絡会議の中で、県立学校教育課と義務教育課に入っております。その中で、市町村の教育委員会を束ねる義務教育課のほうで、やはりそこは連携をとって進めていくということになります。

○西銘純恵委員 市町村の教育の現場で、発達障害の学級をつくってほしいとか、ヘルパーを養成して100%ヘルパーがちゃんとつかないと、皆さん、市町村の仕事だからということも触れたりしますけれども、実際はそういう具体的な問題があるわけです。それともう一つは、特別支援学校に行くのか、普通学校に行くのかということも含めて、市町村のほうで10月ごろ、今ごろどうするかということも市町村がやっているわけです。ですから、市町村そのものが県の教育における計画を熟知しないといけないと思うんです。だから、これは市町村協議から代表を入れてやらないと、実際の教育の現場では計画が進められるかどうかと思いますので、この件についてお聞かせください。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 地域においての、市町村への支援、学校等への支援ということで、今発達障害者支援センターにおいて連絡協議会を設置したところです。そちらのほうにおいては、教育サイドとしての教育センター、それから学校を巡回しているスクールカウンセラーの皆さんを含めて入っております、こういう皆さんが支援の検討会とかというところで、それ

から学校においての巡回等を通して支援を行っていくと、ニーズを吸い上げていくということをしてまいります。

○西銘純恵委員 実務として動いているというのはわかるのです。実務者として、この相対的にどう教育を進めていくかという観点からすれば、義務教育課なり入るべきだと思います。ぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 この関係機関というのは、県の関係機関としての連絡会議を設置しております、できれば市町村においても同様の連絡会議、県と同じように連動した形をつくっていくことが一番肝心かなと考えております。

○西銘純恵委員 県全体の支援計画を実施していくという、具体的な教育現場では市町村です。だから、それが毎月会議をするとか、年に2回きちんとやっているものを市町村がちゃんと受けとめて、教育の現場でやれるかということころでは入れるべきではないでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 繰り返しますが、これは県の組織の中における県としての連絡会議です。そちらのほうに市町村からの意見の吸い上げは、各所管の担当を通して吸い上げています。それを通してやっていくということです。

○西銘純恵委員 入れていけない理由でもあるのでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 会議においては、いろいろと検討の中で必要な関係する機関の皆さんについては参加をしていただくことも可能としておりますので、そこの中で意見交換の設定というのは検討してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 これは、今教育の分野で本当におくれていると、早期発見の分野でもおくれていると、急速に高めましょうという中で、具体的に教育を担っている市町村の現場で、問題を抱えている現場の代表を入れて計画をどうしているかということが大事だと思うのです。これは関係機関の中に入れてやらなければ、実際は県が考えているのと市町村は別なのです。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 県の発達障害者支援体制のイメージとして、お配りした資料1の10ページをごらんいただきたいんですが、その中で県と市町村と地域におけるサービス事業等のこの3つが連携をして、県としての体制を推進していくということの提示をしてあります。その中で、市町村と書いてありますけれども、県の中でその関係者として挙げられています。少なくともこれらの担当する部署、そこは市町村の中でも関係するわけです。もし県の支援の、県機関の中に市町村の教育委員会を入れるといった場合に、41市町村のうちどういう形で反映させるのかということ少し検討が必要かと思っています。それぞれのところで判断が入りますので、ですから我々としては、県としての今の進め方としては、この県機関の連絡会議を通して各市町村にそういう連携体制を構築することで身近な地域での支援体制をつくっていききたいと、それを支援していききたいという方向性を示しているわけです。

○西銘純恵委員 ただいまの10ページの市町村、関係機関の中にも市町村が入っています。県は、福祉保健部、教育委員会、総務部、観光商工部、病院事業局5つの部署があります。それに対応するのが市町村のほうから来るということですか。市町村とは、具体的にはどういう人が来るんですか。市町村と5ページには明記しています。それを聞きたいんですよ。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 これは会議に参加するのではなくて、連携をして当たっていくということです。県は、市町村に対してトータルとして総合的な体制で支援をしてまいりますということの体制を申し上げております。

○西銘純恵委員 5ページの関係機関というのは、今おっしゃった連携機関でしょう。10ページの図からもそうでしょう。だから、教育委員会も入っているということで答弁されたらどうですか。何でだめですとかというんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 10ページの中に県としてやっている部局が5部局ございます。ここに参加している5部局が県における関係部局です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 本会議でも質問して掘り下げる時間がなかったんですけれど

も、今回の整備計画をつくるに当たって、非常に現状と課題を県としてまずしっかり分析されたと思います。そうでなければ、これだけの整備計画というのはつukれないものだと私は思います。県は、今のこの発達障害児における課題というのは現状をどうとらえて、この整備計画の作成に入ったのでしょうか。そこから教えていただけますか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 発達障害児（者）の支援に当たって、やはり早期に発見し、早期に支援体制をつくっていくということが基本というのが広く共通して求められていると。これは発達障害者支援体制整備計画の初めにおいて示しているところですが、その中で、やはり途切れがない支援体制をつくるためにはどういう仕組みが必要なのか。それは関係者が共通に認識して、体制を確認しつくっていくことが必要であろうと、そこがなかなか現状においてはできていなかったという認識のもと、やはり各部署がそれぞれで自覚して、どういうつなぎかたをするのか、どういう連携をしていくのかという、やはり各々の支援を持ち寄って、それを一つの輪にしていく、その作業がどうしても必要ということがありまして、途切れのない支援というのをやはりつくるためにこれが一番の課題であるということです。

**○上原章委員** この初めという文の中に、この発達障害児及びその家族を支援するための地域における体制は十分に機能しているとは言いがたいと一確かに指摘をしている、この十分に機能しているとは言いがたいという根拠の数字というのはあるんですか。具体的に、例えばこういう分野はこれだけ足りないんですという、そういう皆さん数字は持っているのですか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 現在の支援に対しての体制として、例えば乳幼児検診の実施状況はどうなっているのか、事後教室はどういう実施状況にあるのか、そういうところの実施状況につきましては調査いたしました。現状を説明しています。さらに、障害児教育の実態ですとか、学校における支援のあり方ですとか、そういうところについての数字はアンケート調査実施いたしましたが、その中で示されたのが、例えば学校に入学する場合にちゃんと申し送りをしているのかということについては、まだそんなに高い数字ではなかったということ、それから乳幼児検診から保育所につないでくるときの申し送りの仕方、それについても検討が必要という御意見とかあったということ、そういうことを踏まえてこのように申し上げます。

**○上原章委員** 1例、何か数字はありませんか。後でまた教えてください。それで、今回の発達障害児（者）支援体制整備計画、私非常にいろいろメニューを発達障害者支援センター、市町村の役割ということで、連携をとってやっていきたいといろいろ書いて、この計画の中で非常に実効性がどう具体的に皆さん構築していくのかなということになりまして、非常に整備計画としては私は非常にちょっと不十分じゃないかなと実際感じています。それは非常に皆さんが何を目指して、どこまでしっかりこれを構築していくかという数字が全く入っていないんですよ。そういう意味では、先ほど障害保健福祉課長からこの実態の支援を必要とする子供たちはどのくらいかと言われたときに、全国が6%くらいですから大体そのくらいですかという発言が出てくること自体、本当に沖縄県の子供たちの実態がどうなっているのかを、私はあの発言で非常に危惧しました。あんな答弁で、これだけの計画が本当に実効性のあるもの、私はつながっていくのかと心配です。そういう意味では、本当に沖縄県の今の実態を私はしっかり検証する必要があると思っていますけれども、平成20年にアンケートをとりました、そこで出た数字というのは具体的に幾つなんですか、分析されたと思うのですが。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** それぞれのところで調査しておりまして、例えば児童デイサービス事業所、これは障害のある児童が通所するわけですが、そちらからすると児童デイサービスにおいても、発達障害の疑いがあるという子供という意味では739名中213名、28.8%、これは児童デイサービス、要するに障害を持っている児童に対してのそういうところが出ています。それから、保育所における回収率が66.9%ということですので、247カ所の調査ですが、発達の気になる子供ということで2万2632名中662名、2.9%です。そういうことから、実は発達障害に保育所の中で気になる子供がいるかというような問いに関して、障害児保育をやっていない保育所も気になる子供がいるという回答が出ておりまして、そういう意味からしても、この調査をもっと深掘りする必要があるのではないかという認識を持っております。

**○上原章委員** この調査を深掘していくという話ですけれども、具体的にどのように進めていくのですか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 現在、県としまして地域における支援体制の検討、事業というのを実施しております。小児保健協会に事業委託して、小児保健協会の中で、乳幼児検診の体制のあり方も含めて今見直し作業をしております。

す。その中でその現場の皆さん、医師ですとか、保育士、保健師を含めた形で検討会が入っております。そのメンバーによる再調査といいますか、細目調査を行うと、現在進めているところでもあります。

○上原章委員 これはいつまでに終わるのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 今年度中を目指しています。

○上原章委員 このメンバーはどれくらいのメンバーなんですか、数というか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 15名程度だと思います。

○上原章委員 この小児保健協会ですか、この方々に再調査を今依頼しているというお話ですけれども、この方々がしっかり分析していただけると思うんですけれども、県はどうかかわってくるんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 事務局として、一緒に参加しております。

○上原章委員 この分析調査というのは、非常に専門性も必要だと思うんですけれども、しっかり今回の沖縄の課題、現状をしっかりと把握して、今回計画を立ててしっかり取り組もうということでの分析だと思うんですけれども、今回皆さんはライフステージの一環したシステムを構築しようと、各医療やまた市町村など連携をとる機関、また学校現場と色々な一つ一つの中で、しっかりこの調査が生きる分析にしていけないと思うんですけれども、そういう意味ではしっかりした中心になる方が、ある意味ではスーパーバイズというんですか、アドバイスができる方がしっかり入らないとただ数字を列挙するだけの分析になりませんか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 メンバーとしましては、現在、発達障害の支援、診断、診察しているドクター、支援に当たっておられる臨床心理士の方、そういう方を含めて、また地域の中でこの親子教室とか、乳幼児に当たっている保健師の方、実際に保育に携わっている保育士の方、病院で対応している看護師の方、そういう方たちが入っています。

○上原章委員 ぜひ、県はしっかりかかわっていただきたい。任せるだけではなくて、具体的に分析に入る中で、ただ数字をこうになりましたというだけで、アンケートそのものが、先ほど回収率も十分ではないという答弁もありましたので、アンケートそのものの仕方もどうだったのかなということも危惧していますけれども、いずれにしても現状を、しっかりと課題を把握して初めて計画に入っていけるものだと思いますので、この分析はしっかりやっていきたいと思います。もう一つ、皆さんこの計画の中で、先ほど来、実績、目標数値が全く見えないということでお話ししましたけれども、例えば本会議でも取り上げましたけれども、親子通園とか、親子教室とかが県内に幾つかあって、本当はこれだけ必要なんだと、だからこれだけの支援体制を県発達障害児（者）支援体制整備計画の中でやっていきますというようなものを、本当はそういうものを入れてほしかったわけですがけれども、こういうのが全くないわけです。こういうものは、例えば今後その整備委員会で事業実施状況の評価をしますと、先ほど年次、年次でやりたいということもありましたけれども、この事業実施状況の評価はどこでやるのですか。この計画のどこに記載されていますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 県発達障害児（者）支援体制整備計画の4ページにおきまして、事業実施の評価については、発達障害者支援センターが設置する連絡協議会の意見等も踏まえて、発達障害支援体制整備委員会において定期的に行い、事業の見直しについて意見をすると、このような位置づけをしております。

○上原章委員 ですから、この事業を評価する根拠となる数字はどこにあるのですか。どういうふうに、年次、年次でこれだけの実績を残したと、それに対してしっかりとこれが進んでいるなど判断する数値はどこにあるんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 発達障害児（者）支援体制整備計画においては、この支援に当たってこういう事業が必要ということを掲載させていただいておりまして、先ほどの親子教室等、通園等については市町村が実施していくわけですが、やはりその中でどういう実施をしていくのかということについて実施体制の中で協議をしていくということを考えています。さらに、例えば圏域の自立支援協議会、この体制整備計画の基本はこれまで実施主体が明確でなかったところを明確にしたということが一つ、要望からも自主計画の体制をちゃんとだれがやるのかと主体を明確にしてくれということでの要望がございますので、そう明確にしたということが一つ、それぞれの機関がそれぞれの所管す

る事業をみずからの事業計画に基づいて実施していこうということです。この中で挙げている、福祉サービスの事業所の件ですとか、療育支援事業の実施とかということについては、それぞれの事業の中で、実施の目標は単年度で目標を立てながらやっておりますので、そこの実績を上げていくということになります。

○上原章委員 例えば、県がやるべき医療の確保、この部分は具体的に目標はあるのですか。また現状の数字はあるのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 医療機関については、数値目標は掲げておりませんが、先ほど来申し上げております調査した結果の38医療機関が診断できるというふうな結果を把握しておりますので、そこが各福祉圏域において機能していくという体制をつくるのがまず基本かと考えております。

○上原章委員 ということは、今は機能していないということですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 21カ所は5福祉圏域において配置されております。ただその中で、初診待ちがあるとか、そういうところもありますので、そこは拡充していく必要があるだろうというふうなことです。

○上原章委員 先ほど別の委員からも、予約しても1年間待たされているという現状、本当に現場は大変な状況だということは多分認識もあると思うんですけど、私は今回皆さんが策定を進めて、この整備計画をやっていきますと、もともとなる数値を本当に把握して、しっかりと支援体制をつくっていきますということを本当は示してほしいわけなんですけれども、先ほど来、この整備委員会で今後評価する効果をどう見ていくのか、そして見直しもまた必要ならばやっていくという形ですけれども、これが本当に評価、基準値というのは見えるのですか。この発達障害者支援体制整備委員会が評価、この効果を確認するときに発達障害児（者）支援体制整備計画の中でしっかり数字として、例えば全県で、先ほど市町村が親子教室、親子通園を5つふやしましたと、1年間で。この5つはすばらしい実績なのか、それとも不十分な数字なのか、これはどこで皆さん基準値として理解をされるのですか、この発達障害者支援体制整備委員会の皆さんは。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに、評価というのは数値目標があれば非常にわ

かりやすいということは十分承知していますが、この計画の具体的にそれぞれの県とか、発達障害者支援センターとか、市町村はやるべきことを項目として挙げておりますので、その中で具体的にどういったことをやっていったのか、問診票とかの見直しもしていますので、それが具体的な形で数字が出てきたときにこの支援を必要とする子供たちに対して、具体的などんな支援ができたのかとか具体的なものを今後は把握していく必要があると思っていますので、そういう評価の仕方、具体的なものを検討していきたいと思っています。

○上原章委員 ぜひこの評価、検証していくというのは大事だと思いますので、例えば5年たって、結果的に本当に現場で、よくぞ県、市町村で発達障害児（者）支援体制整備計画をもとに支援体制が構築できたということを、しっかり私はつくっていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 教育という部分から伺わせていただきたいと思います。人材育成の部分で、先ほどから数値目標という質疑があるのですが、人材育成計画の中で特に教育に関する部分、特別支援教育理解とか、専門研修の中の特別支援教育支援研修とか、特別支援学校等こういった研修を通して特別支援学校の教諭を育てていくというのか、そういった研修なんのでしょうか。特別支援教員免許を習得できるような研修、そのための人材育成の部分と考えてよろしいのでしょうか。

○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監 今回のコーディネーター等の研修等ですけれども、免許状の取得に関するものではございません。各学校、委員会等の中で、学校現場の先生方を支援していくためのコーディネーターの研修です。

○桑江朝千夫委員 それでは、この特別支援学校での資格を持った教員をふやすべきだと考えています。特別支援学校で、発達障害児を支援するための特別な免許が必要なんですか。

○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監 発達障害に関するものでございますと、通常の学級にいる子供たちです。特別支援学校は法的な中での障害を

認められた子供たちが入ってくるところで、そこでは特別支援学校教諭の免許状が必要になってきます。

**○桑江朝千夫委員** そういった特別支援学校でなくても、公立学校等でもそういった教諭は必要になってくると思うんですけども、そういった人材育成の中にはそういう教諭をふやすというものはないと考えていいのですか。

**○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監** 発達障害に関しては、専門的な研修だけをやっている状態で免許状というのはございません。発達障害に対応していく免許状ですが、これはございません。

**○桑江朝千夫委員** これは教育委員会にかかわることで、あしたやろうと思っていたんですけども、この機会に少し支援体制整備計画ということで関係機関に大きく、教育委員会もあって、先ほどから教育委員会に関してあるんですけどもこれで終わりにします。1点だけ。この県発達障害児（者）支援体制整備計画をするというこの考えの中で、9月の新聞に美咲養護学校幼稚園部の部分が載ってショックを受けているのですけれども、選抜されて5人しかこの幼稚部に入れなかったと。基本的に発達障害児等の支援というのは途切れのない支援をするというのは口酸っぱく出てきて皆さん共通の認識している中で、この状態というのは福祉保健部長、いかが考えますか。この幼稚部は3歳から入学するわけです。途切れのない支援をしていくという制度改革を今立てながら、今年度、毎年、毎年募集をする。ふやすんじゃなくて5名の定員の中に入れて5名以上であると、今まで3歳幼稚園部に入った子も外れる可能生があるわけです。途切れのない支援をしていこうと言っている中で、その精神に基づいてみると福祉保健部長どう思いますか。特別支援学校幼稚部と、この発達障害児（者）支援体制整備計画は関係しないのですか。

**○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監** 今お話ししている発達障害というのは一般学級の中にしかなくて、先ほどから言っていますように特別支援学校の該当の児童というのは法律的な定めがあって、5種類の障害を、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱身体、虚弱ということで、5種類の子供たちを対象としているところであります。そこに発達障害が入るということは違法な状況です。

**○桑江朝千夫委員** この人材育成に関しての僕らがずっと訴えている数値目標

という部分、年間大体こういった基礎研修から専門研修をして、どれくらいの専門医という部分でふやしていくという数字はそれぞれに出てきますか。それだけ聞いて終わります。

○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監 特別支援コーディネーター養成研修の中では700名を目標としております。それから特別支援学校コーディネーター資質向上研修の中では450名を目標としております。特別支援教育コーディネーター、スーパーバイザー養成研修の中では50名を目標にしてございます。特別支援学級新任担当者研修のところでは45名の計画でございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 子を持つ親にとっては、子供の成長というのは1日、1日が楽しみで子供と一緒に育っていくというような状況だと思うのです。ところが、この障害児を持っている親御さんにとっては、本当に1日、1日がこれでいいのだろうか。初診は、きのうの陳情にもありましたように、1年待ちという状況で、この子の将来が本当に不安でならないという状況にあると思うのです。先ほどの位置づけのことについてなんですけれども、全国的共通の認識でもって、その12項目に準じて参酌標準に組み込まれないというような福祉保健部長の答弁にもありましたけれども、全国に準じて、このような状況でいいのだろうかという疑問が出てならないのです。特に、沖縄は全国よりも多いというような状況が出ている中で、やはり現状に合わせて適切な参酌標準にして、目標とすべきではないかという思いがするのですが、そのあたり福祉保健部長の所見を聞きたいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほどの次世代計画の中では、そういう参酌標準になくて、この次世代計画にはいろんな項目がありまして、要するに支援サービスから働きやすい環境整備などこういう非常に網羅的なもので、その中でそれぞれの目標数値というのは非常に細かくというわけにはいかないの、国が自由に必須ということで定めたものがございます。また、それ以外にもいろいろ施策によっては数値目標を定めたものもたくさんございますけれども、計画自体は総合的な計画の中にどういう形で入れ込むかということで、非常に概念的な、概略的なものを盛り込んでいきます。具体的なものが、やはり発達障害児に対してはこの体制整備計画や人材育成計画、その大きな次世代計画の中で具

体化したのは今回の人材育成計画だというとならえ方をしております。

**○渡嘉敷喜代子委員** 今回の行動計画で本当に事細かに、県でやるべきこと、発達障害者支援センターでやるべきこと、市町村でやるべきこと、本当に事細かに皆さん書いています。本当に、このような状況でいけるのかという不安も伴ってくるわけです。発達障害者支援センターの位置づけなんですけれども、今ここに羅列されているこの資料、これだけの事業が5年間でできるのだろうかというまず不安です。3年間で重点的にこういう事業をやってほしいとかという、そういう目標とかは県のほうで立てられていますか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** この体制整備計画において挙げております事業は、現在も実施している事業です。ほとんど、県とか市町村で現在も実施している事業、それを連携してさらに強化していくという意味のもので、これは実際に進めてまいります。

**○渡嘉敷喜代子委員** 今、本当にどれだけ機能しているのかということになるわけです。親御さんたちが心配しているのは、やはりその4名の体制でどれだけのがやっていけるのかというのが不安でならないんです。ですから、すべての拠点になるだけに強化していくならば、もっと人員もふやすべきではないかという思いがするのですけれども、どうですかそのあたりは。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 発達障害者に対する支援は、発達障害者支援センターだけで行なうわけではありません。先ほど来、繰り返しておりますが、発達障害者支援センターを拠点として、県の本体、それから市町村、地域における関係の団体、親の会も含めて皆さんで連携して支援を行っていくと、そのための拠点としての機能をセンターとしてはしっかりと果たしていきたいというふうなことです。

**○渡嘉敷喜代子委員** これまでの状況を見ていたら、本当にそういう支援体制ができていたのかどうかということが疑問でならないわけです。そして、市町村も腰が引けているような状況にあるわけです。皆さんの関係機関の中で、なぜこの中に市町村の教育委員会が入らないのかということになるわけです。皆さんが挙げた市町村でやるべきことも、本当にたくさん並べています。これが本当にやっていなかったからこういう状況も出てきていると思うんです。そうであるならば、皆さんの機関の中に市町村が直接かかわっていく教育委員会

すから、子供たちが学校に入ってきたときにどういうフォローをしなくてはいけないということもかかわってくるというのはもちろん、市町村の福祉部のほうにかかわってくると思いますけれども、市町村の人たちもしっかり入れて、それをしっかりと市町村に持ち帰ってやっていくという、そういう位置づけが大切ではないかという思いがしてならないのです。皆さんのこの機関を見たときに、県庁内だけでの話し合いです。そうしたならば、問題があれば教育委員会が市町村に下げればよいでしょうということですが、やはり当事者として、市町村の人たちも積極的に入っていくということが大切だという思いがしてならないのですけれども。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 発達障害児（者）の支援については、乳幼児から学齢だけではなくて成人まで含めて一貫した支援が必要です。それを行うために身近な地域で連携体制を構築することが必要であるという認識です。市町村において、市町村を含めた圏域において、そういう体制を構築していくところで我々としては市町村を支援していきたいと考えています。

**○渡嘉敷喜代子委員** 市町村の福祉関係の人はもちろんやっていかなければならないことです。私が言いたいのは、先ほど障害保健福祉課長の話で、市町村の教育委員会も機関の中に入れるべきでしょうと質疑をしたときに、スクールカウンセラーが入っていくからいいのよというような答弁をしたものですから、スクールカウンセラーは末端で動く人たちです。ところが、協議委員会とか、市町村の福祉部というのは実際にそこへ位置づけていく人たちなんですよ、教育委員会にしても。ですから、そういう機関を入れていくということがまず大切ではないかということで申し上げているのです。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 協議会については、要するに県の機関の連絡会議と発達障害者支援センターに設置している連絡会議と混乱していると思います。先ほど申し上げた、要するに教育センターとかスクールカウンセラーの皆さんについては発達障害者支援センターに設置している連絡協議会のメンバーとして、地域においての市町村の支援を強化していきますということを申し上げました。もう一つ、県関係の連絡会議につきましては、これは県においての推進体制として位置づけておきまして、関係部局の関係課で構成しております。そういう関係課が市町村に対して、それぞれの部署の所管に対しての支援も含めて、この発達障害の体制の整備に向けての支援を強化していくということを申し上げているところであります。もう一つは、先ほど来申し上げています市

町村の教育委員会を入れるということにつきましては、41市町村それぞれ実態が違います。いろんな事情が違う中で、どの市町村教育委員会の意見を聴取していくのか、そのことについてはやはり検討が必要かと思っています。

**○東風平朝淳県立学校教育課特別支援教育監** 10ページの支援体制のイメージのところでございますけれども、沖縄県広域特別支援連携協議会というものがございまして、そこの下にも沖縄県地域特別支援連携協議会というものがございまして、各市町村での話し合いをした結果を上に乗せていく形になってございます。ですので、各学校という話でしたけれども、地域の中の話し合いはこちらの中で吸い上げてくれるシステムはございます。

**○渡嘉敷喜代子委員** そういうふうにしてしっかり機能してほしいなという思いがしてならないんですけれども、こちらに書かれている事業の内容、メニュー、そういうことが本当にこの3年間でどれだけやってきたかという数値目標も掲げていないという状況です。何を以て評価するのかということもよくわからないと。その5年間で本当にこれだけの事業をやっているのかなという思いがしてならないのです。それからもう一点、先ほど児童の数値をどのようにしていくのかということに対してですけれども、全国の6%を想定してやりましたと、6000人が対象だという答弁がありました。これは生まれてくる子供たちが6000人であって、これまで生まれている5歳児、6歳児の子供たちもいるわけです。それを含めるともっと3万人以上の子供たちが対象になるんじゃないかという思いがするんです。そのあたりどのようにお考えですか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 先ほど来申し上げておりますが、早期発見の部分の乳幼児検診、有所見率の議論の中で、今のように現在の体制では厳しいだろうと。どういうふうなところで比較する数値があるのかという質疑に対して、全国の標準について一つの指針にしようとしてお答えさせていただいたということが一つです。もう一つは、発達障害児（者）の支援についてはもちろん繰り返しになりますが、乳幼児期から成人期まで一環した支援が必要です。その過程において、それぞれの部署でやはり支援をする人材というのが必要ですし、対象もそれなりのニーズに合わせた支援体制を構築するということが必要だと考えています。

**○赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。  
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 先ほど来いろんな角度から皆様方の計画について質疑がありますが、計画をつくっても、つくらなくてもたたかれ大変な立場だと思えますけれども、私は前向きにこの計画を立てたということは、私はある意味評価したいと思います。これは大変重要なことであるし、当然やっぱり大切なのは、目的で皆様がお示ししているように、発達障害者とその家族を支援することが最大の目的だし、それを抜きにしてこの計画はないと思うんです。それを受けながらパブリックコメントとかやったと思うんです。それが、1回、6月11日から7月10日、112件のパブリックコメントを受けながら提出された主な意見を集約して計画に結びつけたのか、そのあたりからまず確認させていただきたいと思います。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 計画策定に当たりましては、素案作成の段階から関係者の意見を徴収しています。その徴収した結果を県案としてパブリックコメントに提示するという形で意見の集約は努めてまいりました。その中で、パブリックコメントのほうでやはり意見が出てきましたのは先ほど来申し上げておりましたが、連携体制の強化ですとか、実施主体の明確化とか、研修のいわゆる人材育成の強化、そういうところの意見が出てまいりましたので、それをすべて反映させていただいております。

○佐喜真淳委員 ですから、出された意見が5つあるのですけれども、それを網羅しながら、結局、最終的にはそれを含めて、いわゆる発達障害者あるいは保護者のために計画を策定したと理解してよろしいんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 途切れのない支援体制を構築するために策定しているということです。

○佐喜真淳委員 なぜそのような確認をするかという、これは当然保護者並びに発達障害を持った親御さん、お子さんのための支援計画だということでございますから、私はそうしたときに毎議会ごとに保護者の方から陳情が出されるのです。昨日も病院事業局にも確認しました。専門医は確保すれば、拠点病院としての南部医療センター・こども医療センターが再開できるのかというお話もしたときに、事業局長はできると言った。その皆さんが持つ計画の中で、人材育成の件なんですけれども、これはまだ案の段階なんですけれども、発達障害を診断治療ができる医師の確保、早期発見、早期の相談や療育支援を担う

人材の確保及び育成が緊急の課題となっているということで目的になされている。人材あるいは環境、そして組織を網羅して初めてその計画が目的達成になると思うんですけども、僕は福祉保健部長に確認したんですけども、これは緊急の課題ではないのかとのお話をきのうやりました。要するに、専門医の、実際に皆さんの人材育成計画にもそういうふううたわれているのです、これは緊急の課題だと。でも、きのうは、福祉保健部長は、私が発言する趣旨のものではないとか、そういうことを言っていたんですけども、もう一度確認しますけれども、人材育成を皆さんうたっている専門医、これは緊急に確保する事案ですか。

○奥村啓子福祉保健部長 専門医の確保というのは、やはり本当に必要だと思います。ただ現時点でやはりそういう専門に診断できる方はまだ21医療機関ということですので、これをふやしていくというその辺の取り組みを今後強化していきたいと思います。

○佐喜真淳委員 先ほども申し上げましたが、僕は評価をしているのです。計画そのものを含めて人材育成計画、これは案の段階ですけども、そこに目的が必ずあるのです。支援計画は、保護者、発達障害者のための環境づくり、途切れのない支援をしていく、それが目的なんです。それを受けて人材育成計画があるのです。目的は、今言ったように専門医なんです。これが、真っ先に来ている。皆さんがどうやって確保するか、人材育成に向けてどういう組織を構築していくかが、私はこれは緊急の大きな課題だと思うのです。それをなくして、これ目的達成ということで、皆さんこういう計画を立てたと思うんですけども、もう一度確認しますけれども、どうやって医師を確保する、これは平成21年度から走るといってお話ですから、また後ほど予算のお話もさせていただきたいんですけども、皆さんすべはあるのか。確保に向けての病院事業局と一緒に連携をとってもよろしいですし、どういう体制で、どういう形で確保するというおつもりなのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 現在、専門医師の確保については、この医師の確保、養成というのは国が、国の事業として通知の中で示しておりますけれども、国の研修機関であります国立精神神経センターにおいて、こういう医療関係の研修を実施しております。沖縄県においては平成18年から毎年各医療機関が医師を派遣して、そういう研修を実施し、現在、診断に当たっている皆さんもそういう研修を受講した皆さんが進めていくということをやっております。

ちなみに数で申し上げますと、この間に平成18年から平成21年途中ですが、それまでの間で約10名が受講をしております。さらに、今後の体制ですが、こういう国の研修にして、計画的に派遣を強化するとともに、医師会の協力をいただきながら、小児科医、精神科医を対象とした研修をぜひ実施していきたいと考えています。

**○佐喜真淳委員** ぜひ頑張ってください。策定目的の冒頭でも出ているんです。それが目的達成のための最大限やらなくてはならないものだと思っているから、皆さんにその確認をしたわけなんです。だから、きのうの病院事業局のお話の中でもさせていただきましたが、ぜひそのあたりはしっかり皆さんが立てた計画ですから、やはりそれは真剣にもっとスピーディーに取り組んでいただきたいという要望をさせていただきたいと思います。もう一点、計画を立てた平成21年度から5年計画ということですから、ある意味、人材育成あるいは施設を含めて、組織を含めて、これは予算にかかってくる話なんですけれども、平成22年度の予算というのは別途増額になるのか、そのあたりの細かいシミュレーションもされているのですか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 先ほども申し上げましたが、この計画の中で記載している事業は、現在、各部署で実施している事業がほとんどです。ですから、現在、確保している予算については、引き続き確保に向けて各部署で努力していただくということが一つ、もう一つは人材育成についてはぜひ総合的な人材育成ができるように基金等を活用して、総合的な、計画的な研修の実施に向けて進めてまいりたいということで、今調整をしているところです。

**○佐喜真淳委員** 継続的には、今までの予算を確保すると。人材育成を含めて、基金を取り崩していくというお話でございますが、当然、私は先ほど来言っていますように、皆さんの計画に対して物すごく評価しているんです。評価するからには、やはりこれを実地していく、そのためには人材育成とかいろんな角度からすると予算が伴うことですから、やっぱり予算というものをしっかりと趣旨を明確にして、そのためにはやっぱり担当部署に予算が必要になってくると、予算の裏づけをしっかりとやらないと、裏づけというのは計画にどういう数値目標を入れて、どういうことがこの予算に反映されていくのかということをやらない限り、多分私は心配なことが出てくるのではないかと、5年計画ですから。本当は親御さんというのは、保護者というのは一刻も早く、やはりそのお子さんの人生がかかっているものですから、皆さんに対して陳情なり、要望

なりをやっていると思うんです。

最後に、もう一つだけ。陳情なんですけど、確認させていただきたいのは、これは計画にかかわるものですから、通園センターという陳情が出されていて、その処理方針に「療育訓練部門の施設整備の予定もないことから通園センター設置については困難でありますと。」、先ほど、私この計画書を見ても通園という、いわゆる項目がないんですよ。これはあえて通園というのは入れていないのですか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 事業として、児童デイサービスの充実とか、放課後児童クラブとかそういう事業を入れてあります。児童デイサービスについては、県内でも55カ所が既に設置されておりますので、そこは通所になります。そのほかに児童の施設がございまして、通所施設がございまして。

**○佐喜真淳委員** 先ほどの確認なんですけれども、事業計画の目的は発達障害者とその家族を支援することが最大の目的であると、そのために陳情者はそういうことを支援していただきたいということをやっているのです。ただ、今できなくても最終的に、これは5年計画ですから、通園という位置づけも私たちしっかりと議論して、計画の骨格だけ入れていてもよかったのかなと。今の話からすると、デイサービスでやっているから、この計画としては必要ないという位置づけでいいのかお尋ねします。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 県内の障害児の通所施設というのは、現在までも整備されております。かなり沖縄県では、通所の施設は小児発達支援センターもそうですがやっています。その中において、それにプラスして新しい事業として今のような児童サービスがあります。すると、重症心身障害児の支援事業というのもありますので、そう実施しております、現在においても。ただ、国において離島の児童脳障害児の支援のあり方については検討が進められておりました、制度の中身が少し変わる可能性があります。通所というところについては、現在、県の事業に位置づけられているのですが、市町村の事業に位置づけられる方向で検討が進められております。

**○佐喜真淳委員** いずれにしても、この計画の中身を見ると実地計画の中で4番、発達障害者整備委員会で事業実地評価状況を評価し、事業の見直しなどを意見するとあります。私は先ほど来言っています、一番大切なのは本人、発達障害者並びに保護者のために皆さんが立ち位置をどこに持つかなんです。やっ

ぱり意見の集約というのは、パブリックコメントは保護者なのか、一般の人なのかはわかりませんが、保護者の意見をどんどん吸い上げていく体制をとらないと、いつまでたっても前に進まないといえますか、スピーディーにいかないと思うのです。ですから、この委員会に保護者という団体はどのくらい入っているのですか。どういう形で意見の吸い上げをされるのか。

**○垣花芳枝障害保健福祉課長** 発達障害児（者）支援体制整備委員会には、保護者会、関係団体等にして代表が一名入っております。それから発達障害者支援センターの連絡会議においては、これも保護者の会の2名が入っております。この辺の選定に当たっては、現在、15団体ほど親の会—私どもが把握している親の会関係者がありますが、その皆さんにお集まりいただいていろいろと意見交換をして選定をしていただいたと、推薦をしていただいたという形で入っております。さらに、この計画についての意見としましては、関係機関との連携という項目を設けてございますので、この中で情報交換会とか、それから評価についての意見とか、そういうことをやっていきたいと考えております。

**○佐喜真淳委員** 特に、走ったばかりの計画ですから、ある意味試行錯誤的にいくかもしれません。しかし、大切なのは子を持つ親としての保護者の意見の吸い上げ方をしっかりとやる、そしてそれをしっかりと吸い上げて計画の中に反映させていく形でないといはいけないと思うんです。当然、それは皆さんが持っている支援体制のイメージなんですけれども、イメージはわくのです。しかし、そこでどなたがイニシアチブをとってやるのか。先ほど、教育庁のほうから地域連携協議会というお話がありましたが、ここを率先してやるべきところはどこなのか。これをトータルでまとめてやるのはどこなのか。県ですか、市町村ですか、教育委員会ですか。この部分がしっかりと責任分野が明確でないような気がするのです。県がやるんだったら、県がイニシアチブをとって、各協議会、各組織にしっかりと網羅して、地域といえども先ほど市町村によって温度差があると、温度差をそのまま放置していくということになると、どなたが、どの機関がイニシアチブをとってこの発達障害支援計画を遂行していくのか、福祉保健部長どうですか。

**○奥村啓子福祉保健部長** このイメージ図の真ん中に位置づけた県、まさに発達障害児者支援機関連絡会議というのが、各いろんな機関を網羅していますので、それぞれの業務の中で、いろんな関係機関が、市町村もちろん含みます

けれども、機関と連携をとりながら、そこで集約して、それぞれの役割を果たしていくという考えになります。

○佐喜真淳委員 最後になりますけれども、ぜひこのイメージを大切にしながら、かつ、一番いろいろ発達障害児（者）家族のための組織でありますから、県がイニシアチブをとって、やっぱり市町村の温度差があるのであれば、それを改善させるような計画にしてほしいし、実施計画を実行していただきたいということを要望しながら走り出した計画ですけれども、ぜひスピーディーにかつボリュームのある、そして予算の伴うようになる計画を遂行していただきますようお願いして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 時間もありませんので1点だけお聞きしたいと思います。この発達障害者支援センターの位置づけをお聞かせください。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 発達障害者支援センターは、発達障害者支援法において県の事業として位置づけられているもので、県が民間の法人に委託をして設置している機関です。その機関としては、先ほど来申し上げておりますが、発達障害児（者）とその家族の支援の支援拠点として機能するようになってまいりたいと考えております。

○奥平一夫委員 これは、沖縄県の発達障害者及びその家族を支援していくかなめとしてあると考えていいですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 そのとおりです。

○奥平一夫委員 非常に重要な機関だと思いますけれども、先ほど佐喜真委員のお話にもありましたように、各市町村の取り扱いもかなりレベルが違うということで、これをどう調整していくか、お互いの各市町村間の課題をどうとりまとめていくか、あるいは各種の障害児や障害者の情報などあらゆることを統括して評価して判断していく、そういうことも一つの仕事としているんでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 施策の評価というところまで発達障害者支援センターが行うというところまでは求めておりませんので、相談支援、それから発達支援、それと人材育成、あと関係機関との連携ということでの広報啓発も含めて、この4つの事業を、現在、発達障害者支援センターのほうで担っていただいております。

○奥平一夫委員 今その事業委託しているところは、発達障害者支援センター長がおやめになられたこともあります。そういう機関が、本当にいわゆるかなめとなるべき機関が民間委託で本当にたえられるのかという心配があるわけです。各行政機関との調整もあるだろうし、各市町村との連携もあるだろうし、あるいはボランティアやさまざまな機関との調整もあるだろうし、そういうものを束ねる役割を本当に果たせるのかなと思うわけです。現在、4名の先生方がいらっしゃるからお聞きしています。その体制は十分なのかどうかということと、委託費というのは幾らくらいなんですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 現在の体制としましては、平成21年4月から現在の法人には委託しておりますが、発達障害者支援センター長がドクターでございます。これは、小児発達センター院長をしておりますして、そのほかに相談支援員として社会福祉士、それから発達支援として臨床心理士と保育士、就労支援として介護福祉士と4人の専任スタッフで配置してやっております。配置している場所が、医療を伴う施設の一部としてやっておりますので、非常に医療にも直結しやすいといえますか、連携がとりやすい形に現在はなっております。委託料は、発達障害者支援センターの運営費として2187万2000円を計上しております。

○奥平一夫委員 人件費も入っているわけですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 はい、入っております。

○奥平一夫委員 その中で人件費はお幾らですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 人件費が1615万1000円です。

○奥平一夫委員 残りはあと幾らですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 572万1000円です。

○奥平一夫委員 ですから、こういう事業費でこれだけの仕事が本当にできるとお思いですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 事業につきましては、発達障害者支援センターだけでやることではありませんので、ほかの事業とも連携しながら現在進めております。例えば、療育支援事業ですとか、それから重症心身児の通園事業ですとか、そういうことも含めて連携しながら事業を進めております。

○奥平一夫委員 連携はわかるのですけれども、わずか500万円で、例えば県発達障害児（者）支援体制整備計画ができて、それを実行するに当たってわずか500万円で新たな、もちろんこれまで既存の事業をやっていくわけですけれども、しかしながら多くの課題を抱えたこの計画がスタートするわけですけれども、同じ事業費でわずか500万円でこれだけの事業ができるとは思えません。福祉保健部長、いかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほどから障害保健福祉課長も言っていますように、発達障害者支援センターのみでやるわけではなくて、拠点ですので、その他の事業とかあらゆる関係機関と連携をとりながらやっていく必要があると思っています。

○奥平一夫委員 僕は、恐らく発達障害者支援センターにかける県の姿勢が、いわゆる今の発達障害に対する姿勢だと思えるわけです。そういう意味では、一つのかなめとしてあると発言しておきながら、このような事業費で何をどういうふうにしようとしているのか非常に疑問に感じます。そういう意味では、私はさらに事業費をアップして、人員も、陣容も増加をしてきちんと体制を整えるべきだと思いますけど再考の余地はありませんか。

○奥村啓子福祉保健部長 いろんな、これまで、この法人は4月からですけれども、過去にやった法人もやっぱり研修等それなりに成果を出しております。こういう事業の中でどれくらいやっていけるかという実績等を見ながら、またほかの事業との兼ね合いも見ながらその辺は進めていきたいと思っています。

○奥平一夫委員 結局、いわゆる今年度までは従来どおりの、これまでの取り組みでやってきたのですけれども、今回新しく整備計画を立てて、これから実行していこうという話なわけですから、当然予算も違ってこなくてはならないと思うのです。その拠点となるべき発達障害者支援センターはむしろ強化拡大していくという意気込みがないと県の姿勢が疑われると思うんです。どうですか。

○奥村啓子福祉保健部長 これは予算を伴うことなんで、すぐに即答ができることではございませんが、どういう事業が必要なのか、ほかの事業を組み合わせながらどんなふうな工夫ができるのか、検討していきたいと思います。

○奥平一夫委員 当然、予算が伴います。要は、福祉保健部長がどれだけ意欲を持ってこの予算をとりにいけるかという意欲じゃないですか。発達障害問題にどれくらい意欲を持っているかということじゃないでしょうか。せつかくこれだけりっぱな整備計画をつくっておきながら、予算が伴いますからということだけではちょっと納得いかない。結局、これの裏づけが余りにもないというような感じがするわけです。そういう意味では、もう少し意欲的な答弁もほしいわけです。いかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 発達障害者支援センターは、先ほど来申しているように、拠点ですので、それを身近な市町村、地域の中にどういう支援体制を構築していくかというのが重要だと思います。その辺でどういう支援ができるのかということを検討していきたいと思っています。

○奥平一夫委員 最後に、これはパブリックコメントに記載されていることなんですけれども、今の市町村の話が出ましたんですけれども、例えばこういうことです。療育の立場で、少しよくなれば支援を打ち切られたり、減らされたりする実態がこれまでずっとあった。途切れのない支援というが、どうしていくか、今後。それに対する皆さんのコメントが、「県が実施している障害児療育支援事業や市町村等が実施するサービス事業等があります。今後、本計画を推進することにより、身近な地域の療育を受けられるような体制を整備していきたいと考えております。」と。要は、本当にこの事業を、皆さんが考えている事業を各市町村がどれくらい本気でこの事業に取り組んでいくかという姿勢が非常に大事だと思うのです。ですから、市町村の窓口、体制づくり、強化というのが非常に大事だと思っているのです。皆さんがこういうふうに立派に書

いたとしても、じゃあ市町村でどうなのかということで、恐らく僕はこのパブリックコメントを出してきた方はそれほどうれしくも何ともない、また同じかと、同じ行政の答弁だなどと思っているのではないかなと思うんです。そういう意味で、市町村の体制強化、最後にどんなに考えていらっしゃるんですか。

○奥村啓子福祉保健部長　今回9月補正予算に計上しております、拠点に、各5地域に親子が相談し合える、支援できる場所を整備の予定で計上させていただいております。その中には人的な配置も緊急雇用の観点から、そこからも2名ずつ配置を予定しております。その中で、こういう支援、各地域での拠点を整備していくということを支援の一つとして考えております。

○奥平一夫委員　最後に、今回そういう整備計画ができます。それを各市町村も同様に整備計画を策定させていく、促していくというような考え方は県にはございませんか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長　この計画につきましては、策定前の意見聴取も含めて、策定後においても各圏域で説明会を実施してきたところです。やはり市町村圏域においては地域自立支援協議会とか支援協議会を設置しておりますので、そちらの中で支援体制のあり方等については議論をしていただいて、体制を確立していただきたいということについてはずっと説明を申し上げているところです。この辺は、今後連携を強化していきたい。県としての支援はやっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員　ずっと議論になっていることを聞いていて、私は一番肝心なものは何かというと、やはり市町村との連携の強化ということが先ほども出てきたのですが、この計画をつくった後に市町村にこれをおろしていく段階でこの計画を市町村にしっかりと告知させて、市町村でも同じような計画を立案させる、義務化とはいいませんけれども、それに近いものやっという決意はあるのですか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長　同じような計画という形でつくるかどうかはわかりませんが、この中で市町村の役割というものを明示してあります。市町村

の役割を実現するためにどういう実施計画を持つことができるのかということについては、やはり意見交換が必要かなと考えております。

**○翁長政俊委員** 肝心なのは、計画をつくって一実施計画が4ページにあるんですけれども、この実施計画の中で県の事業を推進していく中ではやはり発達障害者支援センターが中核機関になるわけです。それ以外の実施をしていく機関はどこかということになると市町村なんです。市町村に、県は発達障害者支援センターを強化し、先ほども出ましたけど4名体制でできるのかと。ここも強化するというのをいっていますけれども、しっかりここを強化させるのが一つ。もう一つは市町村に、これと同じものをつくれとは言わないけれども、これに類するような形のしっかりとした市町村ごとの実施計画というものをつくっていかないことには絵にかいたもちですよ。この部分をしっかりと県も予算をつけて、おろしていくという体制をどうしてつくっていくかということが問われるわけです。ここの決意がない限り、先ほどからずっと出ているように、県は支援体制を強化していくと言いつつも、いわゆる県の実施機関はどこかといったら、発達障害者支援センターが中核機関でやることですから、ここに頼らざるを得ないということになるわけです。ここの部分は、福祉保健部長どうなんですか。

**○奥村啓子福祉保健部長** 発達障害児（者）支援体制整備計画の中で市町村の役割というのがありますので、やはりそれは実現するために市町村としてどういう体制を組んで、どういう具体的な策を持つかというのはそれぞれの市町村で決めていただくということで、指導、助言してまいりたいと思います。

**○翁長政俊委員** 当然として厚生労働大臣の指導もありますでしょうけれども、上位機関は県ですから、県がこういった計画をつくって実施する以上、市町村に対してもしっかりと指導強化体制ということをやらないと、私はこの事業はうまくいかないと思いますよ。ここが大事なんですよ。だから、ここの部分をしっかりと支援できるような体制をつくるということを、私は決意を聞いているわけですよ。

**○奥村啓子福祉保健部長** 発達障害者支援法の中では、国、県、市町村の役割というのが明記されて、それに基づいて今回の役割をやっているわけです。そういう意味では、県が上位機関であるとか、そういうことでは法的にはないんですけれども、ただ実施するからには確かに市町村のほうで具体的な施策を

進めてもらわないと困るわけですから、そういう意味ではやっぱり市町村と十分連携をとっていきたいと考えております。

**○翁長政俊委員** 福祉保健部長、私が若干腰が引けているんじゃないかなというのは、今の議論を聞いていても沖縄県においてこの発達障害者支援事業を含めて他都道府県に比べたら随分おくれをとっているという現実がありますから、これをきちんと他都道府県並みに上げていくということをやるにおいても、いわゆる県の支援体制を含めて市町村の支援体制も弱いわけですよ。県だけが弱いだけではないです。県と沖縄にある市町村の体制が認識も含めて弱いわけですよ。だから、ここのレベルアップを図らないことには沖縄県全体の発達障害における事業のレベルアップというのはできないわけですよ。だから、ある意味では県が指導していかないと、こういう立派な計画をつくって市町村と連携をとっていきますということをいいながら、じゃあどういふ連携機能の強化をやっていくんだということになると、いや同レベルでやっていきますという程度の、市町村は市町村ですからというような感覚でやると、私はなかなか事業というのは前に進まないのではないかと思います。だからここで、先ほどから出ているように県の覚悟みたいなものが表に出てこないことには市町村も動かないんじゃないかと。みんな財政が厳しいですよ、市町村も。どうにかこうにか、四苦八苦しなながら、ただこの発達障害者の支援をレベルアップするためにはまさにここの部分に手を入れていかないとうまくいかないわけです。これはもうこれ以上聞きませんよ、これ以上のことは言えないでしょうから。いずれにせよ、こういうきちっとした気概を持ってやらないとできないということだけは認識しててくださいよ。

**○奥村啓子福祉保健部長** 今回、発達障害者の支援機関、連絡会議ということで、全庁網羅した会議を組織しております。そういうことを各部局が、それぞれの立場で、それぞれの業務の中でそれをしっかり目的を意識しながら、共通認識を持ちながら、それぞれの役割を果たしていくことが一番今回大事なことだと思っておりますので、そういう体制をつくったということは、私にとっては県全体で取り組んでいくぞという意気込みの表現だと思っておりますので、全然腰が引けているわけでは決してございません。

**○翁長政俊委員** 期待をしていますので、頑張ってください。それと、この計画をつくるに当たってパブリックコメントをしたということがございますけれども、次世代支援後期計画の策定の中でしっかりとした形で、いわゆる発達障

害のいわゆる整備計画を含めて、位置づけを明確にしてほしいというパブリックコメントでの市民や団体から意見はございませんでしたか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 次世代育成として、事業の明示をしたパブリックコメントはございません。

○翁長政俊委員 そうですか。この発達障害児の親の会を含めて、いろいろ県議会や県のほうにも陳情が出ていると思いますけれども、問題は皆さんがつくったいわゆる支援体制計画をしっかりとしたものにしていく上においては、やはりこの次世代の育成行動計画、後期の行動計画、この中にいわゆるしっかりとした形で発達障害の子供たちへの支援という部分もきちっと明記していかないことには、いわゆる法的な体系としてしっかりできないのではないのかということを含んに親の会の皆さんも言うておられるんですよ。ここの部分は、これから次世代育成の後期の行動計画をつくっていかれるんですけども、この中に発達障害児支援法を含めて、いわゆる次世代育成の指針の中に明記されているように、沖縄県の行動計画の中にもしっかりと発達障害の子供たちのことも項目立てしてきちっと入れていかれるという決意はおありになられるんでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 今回、後期行動計画の中に発達障害者支援対策についての項目を明記する予定です。ただ、内容的にはほかの施策とのいろんな整合性もございますので、具体的にどういう内容を盛り込むのかは計画全体とのいろんなバランスもございますので、これは今後検討していきたいと思います。

○翁長政俊委員 これだけ問題になっている、指摘されているところですから、次世代の子供の支援体制行動計画においても、発達障害の皆さん方の位置づけというのもきちっとやるのが大事だと思っておりますから、それを受けて今回のような支援体制計画が出て、しっかりと法体系、さらには実施体系としても一貫性のあるようなシステムというのが必要ですから、ここはしっかりやっていただきたい、このように要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 何点か聞かせてください。まず、先ほど福祉保健部長の答弁

の中で、全庁的な体制でそれぞれが業務の目的を認識しながら進めていくという、第一歩の計画であるというふうなおっしゃり方をしたんですが、本当にそうだなと思います。特に、整備計画の6ページのほうのそれぞれの事業がどういった機能を有しているのかと、この事業を末端でやる、それぞれの担当、あるいは教育委員会も含めて、民間も含めてそれぞれがどの機能を自分たちが担っていて、その一つ一つの早期発見、相談支援、発達支援、この中のどれが欠けてもライフステージを通して一貫した支援には至らないんだということ、途切れてはいけないし、その必要に応じた段階の支援が得られるということが確保されるためには、この6つの機能が全部それぞれが担っているところで、機能が発達し得ているかどうかということをおわかった上で事業をしないといけないですよということだと思えますよ。そういう意味では、やはり私は県の役割は、この基本機能をそれぞれの事業がどの部分の機能を有しているのかということをおまづしっかりと理解をさせるという、その指導的な役割というのは非常に大きいと思うのです。その指導を通じて、また支援を通じて、そしてさらにはその目線で評価をしますよ。ただ、予算を消化したことが皆さんの事業の達成ではないと、この機能が十分果たせたかどうかというのがまさに県が計画をつくって事業を推進したかどうかという、最終的な評価につながりますよということまで共有しないといけないと思えますよ。その意味では、一番大事な県の役割というのは今私が申し上げたところにあると思えますよ、そのことに対する福祉保健部長の決意をもう一度伺いたいと思います。

**○奥村啓子福祉保健部長** そのとおりで、私が言いたかったことはおっしゃっていただきました。本当にありがとうございます。そういう意味で途切れのない支援、やはり行政は縦割りだとこれまで言われておりました、確かに福祉保健部の中でも、保育所とかいろんな学校とかあります。そういう中で、やっぱりお互いが一人のライフステージの中でどういう役割を、機能を持っているかということを見極めながら発達障害者に対する途切れのない支援という、一人の人生の中でどういう役割を我々担っているのかというのが各担当、各課含めて、これを共通認識を持った上で、それぞれの業務をしっかりと果たしていくということがまず基本ということで、そういう意味でこういう全庁的な組織を網羅した体制をつくれたということはやっぱり非常に大きな一歩を踏み出したと思っております。ただつくったことが目的ではないので、これは今後きちんと実効あるものにしていくために今後とも議論を深めながら一生懸命やっていきたいと思っております。

○仲村未央委員 わかりました。どの機能も欠けてはならないし、一つ一つが大事な機能であると思うのですが、時間の制約もありますので、今回早期発見のところで何点かお尋ねをいたしたいと思います。まず、乳幼児検診体制の充実というのが一番入り口のところで、先ほどから何人を対象とするのかという議論もありますけれども、今回問診票の見直しをされているわけですよ。その第1歩となる1歳半検診の問診票ですけれども、これはどちらかの先進県というか、他都道府県の問診票を参考にしたりといった作業をされているのでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 問診票に関しては、沖縄県小児保健協会のほうで検討をしているのですが、いろんな情報を盛り込んで他都道府県のものから、それから沖縄県の中でもいろんなものを使っておりますので、参照しながら検討していると聞いております。

○仲村未央委員 一番参考にしている都道府県というのは、今ないのでですか。取り組むときにです。

○上原真理子国保・健康増進課長 特別にどこの都道府県ということを目指してはいないようです。

○仲村未央委員 今手元にある沖縄県の最新の1歳半検診と3歳児検診の有所見率を聞かせていただけますか。平成19年度は手元にあるのですが、それ以降の新しいものがあればお願いします。

○上原真理子国保・健康増進課長 平成20年度の乳幼児検診での有所見率ですが、1歳半検診が3.2%、3歳児検診が3.9%と出ております。

○仲村未央委員 先ほど、特にどの都道府県を参考にというのはないということでしたが、大体どの程度までこの有所見率を上げられるような、グレーゾーンも含めて気になるというところのフォローを、どのパーセンテージまで上げていけるような問診票を今目指しているのかという、そういったところ目標というのは出てきませんかでしょうか。

○上原真理子国保・健康増進課長 今目指している有所見率という数字はないのですが、年齢ごとに超えていくべき精神発達課題をどのくらいクリア

しているかということは今よりもしっかりと拾えるような問診項目を、きちんと標準的なものをつくって出てきたパーセントがよりふえる、ある程度なれるまではふえていって、後はそれが下がっていくということが目指す方向かなと考えております。

**○仲村未央委員** 今おっしゃったことは、私もとてもポイントだと思っておりまして、これまで議論を通してわかってきたのは、やはり先進県と言われるところの所見率というのは、やっぱり1歳半のほうがより数字のほうが大きくて、3歳になるとそれはより小さくなっていると。1歳半と3歳の比較だけでも、1歳半から3歳にかけて本当に大事な1年半の時期に、どれくらい所見を通じてかかわることができたかというのが3歳に表れてくるというような所見率を見るものですから、沖縄県の場合には1歳半よりも3歳のフォローのほうが高いということは1歳半では所見が確認できなかったけれども、3歳になって気づかされるということを通じて言われるという保護者がいるということに、この数字はやっぱりそういう意味を持っていると思いますので、どうかその数字が少なくともおっしゃるような逆転するというか、本当に広い1歳半のフォローを目指していくような問診票をしっかりとつくっていくべきではないかと思うのですが、もう一度そこら辺御意見を聞かせていただきたいと思います。

**○上原真理子国保・健康増進課長** おっしゃるように年齢的な違いがありますし、より未熟な段階では表出の仕方を受け取る側の人材育成をすることによってそれを受けとめていけるかだと思いますので、早い時期のパーセンテージが上がる方向へ目指したいと思います。

**○仲村未央委員** 障害保健福祉課長の答弁の中にも、保育所のアンケートを通じて年齢が上がるごとに気になる子がふえているというような発言がありました。これは非常に気になることで、その乳幼児検診のフォロー率からさらに年齢を重ねるごとに、所見というか気づきが逆にふえているという状況が保育所でも見られるということですから、そこは一貫性を持ってつないでいただきたいと思います。もう一点、具体的なことで保護者の皆さんの要望をもとに気になることがあるのですが、幼稚園なんですけれども、教育委員会もいらっやっていますのでお尋ねしたいんですけれども、沖縄県の特徴的な1年、公立幼稚園の仕組みがあります。途切れのないというときに、その保育所から1年、幼稚園、さらに小学校とつないでいく間の支援体制というのが非常に保護者の皆さんが不安があるというか、この言葉をそのまま借りれば不必要な移行段階

をつくって、せっかく受けていた支援が途切れるというデメリットが大きいという指摘があるわけです。この発達障害の支援ということに関して言えば、福祉保健部がどのように考えているのか、つまり公立保育所で障害児保育を提供している保育所で一貫性をもって学齢期前まではそこにサービスを提供するほうが好ましいという考えなのか、それとも1年幼稚園であってもそれまでいた保育所と幼稚園と、そして小学校のつなぎ、これが選択の中でどの選択をしても適切に支援体制が受けられるということを基本的に目指そうとしているのか、その方向性によって予算のかけ方も体制の作り方も全然違ってくると思うのですよ。今それが、非常に見えてこないというところがあって、大きな課題かなと思うのですが、それぞれ福祉保健部と教育委員会のほうの御意見を聞かせていただきたい。

**○奥村啓子福祉保健部長** 幼稚園につきましては、沖縄県は全国と比較して公立がほとんど、それも1年の半日保育ということで、この発達障害児に関していえば途切れのないという中ではやっぱりそういうデメリット部分も出てきているのかもしれませんが、その幼稚園のあり方をどうするかというのは課題ではあるとは思いますが、すぐにどうしたほうがいいのか、そういう方針は今後いろんな専門家も含めて議論が必要かなとは思っております。ただ、今回の保育士の改訂の中では、保育所から卒業するときにはきちんとその子の行動を見張るといのは義務づけられるようになったのです。ということがありますので、保育所を出た後すぐ幼稚園に行くのか、小学校に行くのかにかかわらず、継続した支援ができるような仕組みがとられておりますので、それを実施することで、そういう途切れのない支援というのが可能なのかなという思いがいたします。

**○上原敏彦義務教育課長** 今福祉保健部長の答弁がありましたように、当然、連携が必要だと思います。現在、公立幼稚園の障害児の受け入れについては、幾つか課題がございます。例えば、安全確保、きめ細かな指導のため人為的な配置、それから設備の充実、教員の専門性の向上が当然挙げられます。県教育委員会としましては、幼稚園の特別支援教育コーディネーターの養成、研修、それから教員の質向上を図る必要がありますし、今年度に策定予定の沖縄県幼児教育振興アクションプログラムにおいて、その特別支援教育の充実、促進を図っていきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 本当に難しいところだと思うんですけども、おっしゃるよ

うにどの教育課程を、あるいは保育期間の途切れがないということはもちろん理想ではあるのですが、今の現場の実態と余りにも理想がかけ離れていると見えるものですから、また今後何が一番今この1年、1年過ごしていく子供たちにとって本当にかげがえのない、特に時期的にも非常に発達障害という意味ではかわり方は戻ってこない時間だと思いますので、そこはぜひもっと教育委員会と福祉保健部と密接に詰めていただいて、よりよいものを、何を最初に実践すべきかというところをもうちょっと見出していただけたらなと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 最後になると思いますが、質疑ではありません。福祉保健部長からこういった計画をつくるのが目標ではありませんというお話がありましたけれども、他都道府県と比べて大変出してくれた身体障害に対する県としての対応策、去る8月13日に知事の決裁を得てそれがスタートした。これは大きな評価につながると思います。今まで子を持つ親として、障害を抱えた子供たちが今まで悩んできたこと、これがこれから一步一步前進していくと大変期待もしておりますし、その計画に一つ一つ魂を入れていくのはこれからだと考えておりますので、執行部の皆さん一人一人が自分の役割をしっかりと頑張っていたきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画について質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時54分 休憩

午後2時5分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例について審査

を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念健次文化環境部長。

○知念建次文化環境部 それでは、文化環境部所管の条例案件について御説明いたします。

お手元の議案書の6ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例につきましては、国が地域における地球温暖化対策等の取り組みを支援するため、平成21年度補正予算により地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）を都道府県に交付することから、県として今年度から平成23年度までの期間に限り、当該補助金を活用し、地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため基金を創設するものでございます。

基金を処分できる場合については、第6条に規定されており、第1号では地球温暖化対策の推進のために県または市町村が公共施設を新設または改修する事業の費用の財源、第2号では地球温暖化対策の推進のために民間施設を新設または改修する事業に要する費用を県または市町村が補助する事業の費用の財源、第3号では県または市町村が廃棄物の投棄を監視等する事業の費用の財源、第4号では県が行うポリ塩化ビフェニルに汚染されているおそれのある電気機器等の数量や保管状況等調査の費用の財源、第5号ではポリ塩化ビフェニルに汚染されているおそれのある電気機器等にポリ塩化ビフェニルが含まれているかどうかを把握するための調査に県が補助する事業の費用の財源、第6号では美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第15条に規定する海岸漂着物対策推進協議会を県が設置し、運営するための費用の財源、第7号では県または市町村が行う海岸漂着物等の処理に関する事業及び海岸漂着物等の発生の抑制に係る調査、普及啓発等の費用の財源に充てるとき等各号において地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策のための取り組みを定めております。

積立予定額は、14億9000万円で、財源は、地域環境保全対策費等補助金を活用することとなります。

なお、本議案は公布の日から施行し、その効力は平成24年3月31日までとなっております。

以上、乙第4号議案について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 基金総額は幾らでしょうか。

○知念建次文化環境部長 県の基金としては14億9000万円です。

○西銘純恵委員 今度の基金でやる事業で第6条に係る7つの事業ということなんですけれども、従来第6条第3号の廃棄物の投棄を監視する事業というのは、県は従来行っているものでしょうか。

○知念建次文化環境部長 はい、従来から廃棄物投棄の監視については行っています。この基金を活用して、さらに詳細にわたってできるような状態になるだろうということで、活用してやっっていこうかということになっています。

○西銘純恵委員 4番のポリ塩化ビフェニル関連4、5なんですけれども、これまで汚染されているおそれ等に関して、県としてはどこにどれだけあるというこの間の実績といいますか、つかんでいるものについて数量等も含めてお尋ねいたします。

○下地岳芳環境整備課長 PCBにつきましては、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法というものができまして、それを平成28年の7月までに国内のすべてのPCBに係る汚染物を処理するという法律でございます。それに向けて、これまで事業者においてずっと保管をしてきたわけですが、昭和47年から。それについては数量を把握しております。私どもが今把握している北九州市の日本環境安全事業株式会社北九州事業所で処理を予定しておりますのが、高圧トランス関係で119台、これは事業所数にして31事業所です。それから高圧コンデンサが815台、それから低圧トランスが1094台、低圧コンデンサが331台、柱状トランスが8142台、それから安定器

が6265台と等々、それから先ほど一般質問でも出ました恩納村のPCBの汚泥等も含めて全量把握をしております。それにつきまして、高圧トランス関係では北九州市の第1期施設でもう既に9月から本県のほうは処理が始まっております。来年の末までに第1期の部分で受け入れて、汚泥等関係については第2期施設の中で北九州市、それから福岡が終えた後に処理をするという段取りになっております。

**○西銘純恵委員** これまで保管してきたという数量等を先ほど報告があったんですけれども、それ以降のといえますか、総量だと見てよろしいのでしょうか。そして、今度の基金ですべて県内にあるPCBが処分をされる、予算上、措置としては処分される量ということであるのでしょうか。

**○下地岳芳環境整備課長** PCBの処理については事業者が負担して処理するというのが大原則でございまして、それに向けて県もそういう中小企業の処理に係る費用を援助するという意味で基金というか、国がつくった基金に毎年2100万円ずつ出してしております。その中から中小企業がPCBの処理に係る費用の何パーセントかを補助するという制度になりますので、その平成28年までにこの費用の中で処理されるものと理解しております。

**○西銘純恵委員** 7番ですけど、海岸漂着物ですが、県が行うものの費用と市町村が行うものということになっておりますけれども、これは対象となる市町村はどこどこでしょうか、件数で構わないですが。

**○下地岳芳環境整備課長** 41市町村のうち、海岸のない南風原町、それから地形的に漂着物がないと言われている南北両大東村、この3つを除いて全市町村を対象に考えております。

**○西銘純恵委員** これは時限ですよ。今現に漂着しているものについては当然、処理をするということになると思うんですけれども、これが今後の原因排除といえますか、そこら辺の調査等についてもこの基金で行っていくのでしょうか。

**○下地岳芳環境整備課長** 委員がおっしゃるように、この3年間の期限つきの予算でございまして、その中で地域協議会をつくって、その中でどの海岸もするのだというのを重点的に練り上げて、残り2年間で実際の作業に入るという今段取りをしております、今後のこの3年間で海岸漂着物を除去したからと

いって、海岸漂着ごみ問題が解決すると思っております。ことし、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律というのができまして、その中でも国の責務それから県の責務一県ではなく、海岸管理者、いわゆる県の責務とか、いろいろ役割分担がなされましたので、その中で国はまた海外に対してそういうものを言ったり、あるいは県は県なりに対策のための予算措置がなされていくものと考えております。

○西銘純恵委員 恒久的な解決は別法ということであるんですけども、少なくとも今の基金でこれまでに寄せられた、集積されたものについては一掃することができるかと判断してよろしいのですか。

○下地岳芳環境整備課長 はい。そういう段取りです。

○西銘純恵委員 どうもありがとうございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成20年第64号外17件について審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の資料文教厚生委員会陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続15件、新規3件となっております。

初めに、継続15件につきまして、処理方針に変更がある2件について御説明をさせていただきます。

資料の6ページをお開きください。

陳情第162号地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書の採択を求める陳情については、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは、変更の内容を説明します。

1について、消費者庁の設置に伴い、消費者庁関連3法が平成21年6月5日に公布、9月1日に施行されました。関連3法のうち、消費者安全法において消費者の苦情相談に応じる消費生活センターについて、都道府県には必置義務が、市町村には設置に関する努力義務が規定されております。

2について、県では、国の地方消費者行政活性化交付金を受け、平成21年3月に消費者行政活性化基金を創設し、平成21年度新規事業として消費者行政活性化事業を実施し、消費生活相談員や職員の資質向上に資する研修の充実等に取り組んでおります。

また、市町村についても、消費生活相談窓口の整備、拡充を働きかけるとともに、あわせて増員する相談員の人件費を含む消費者行政活性化に対する助成を行っております。

県としましては、市町村と連携を図りながら消費者行政の充実、強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、新規の陳情3件につきまして処理方針を御説明いたします。資料の17ページをお開きください。

新規の陳情第150号の2について御説明いたします。

陳情者は、八重山戦争マラリア遺族会会長篠原武夫氏であり、件名は八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内のアカキナノキ現状回復に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

八重山地域は、去る大戦において、マラリアにより多くの住民が犠牲になりました。キナノキは、マラリア治療に効果を有するとされたキニーネの原料になると言われ、当時の八重山平和祈念館監修委員から沖縄県に対し植栽の要望がありました。

沖縄県は、戦争マラリア犠牲者を追悼し、平和を祈念するため、平成13年6月23日、バナナ公園八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑敷地内にマラリア撲滅

の象徴としてキナノキ20本を植樹しました。

植樹に当たっては、予定地が生育に適さない土質であること等から客土、防風林及び防風ネットの設置等環境の整備に配慮いたしました。

しかし、キナノキは潮塩害に弱い等沖縄の気候、風土に適さない面があり、平成21年10月現在、1本となっております。

これらのことから、慰霊之碑敷地内においてキナノキの生育管理は厳しいと考えられます。そのため、文化環境部では樹木管理の技術者が配置されている農林水産部に協力依頼を行い、当面は防風対策を実施し、その後移植を含め保護対策等適切に対応してまいりたいと考えます。

次に、18ページをお開きください。

新規の陳情第162号の1、2について御説明します。

陳情者は、沖縄県司法書士会会長崎間敏外1人であり、件名は改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1について、平成18年12月に成立した改正貸金業法は、平成19年1月に罰則の引き上げ、同年12月に取立規制の強化及び監督処分権限の拡大、平成21年6月に登録業者の財産的基礎要件の2000万円以上への引き上げによる参入条件の厳格化、貸金業務取扱主任者国家試験制度が行われる等段階的に施行されております。

完全施行は、平成22年6月までに行うこととされており、財産的基礎要件の5000万円以上への引き上げ、個人の年収の3分の1を超える過剰貸し付けの禁止、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律上限金利29.2%の20%以下への引き下げ等の規制が強化される予定です。

県では、改正貸金業法の完全施行に向けた国の動きに対応し、知事登録業者に対する指導監督に努めていきたいと考えております。

2について、県では、国の地方消費者行政活性化交付金を受け、平成21年3月に消費者行政活性化基金を創設し、4月から新規事業として消費者行政活性化事業を実施しております。同事業により、7月から県民生活センターに多重債務専門相談員を配置する等相談体制の強化を図っております。

また、市町村については、消費生活相談窓口の整備、拡充を働きかけるとともに、あわせて増員する相談員の人件費を含む消費者行政活性化に対する助成を行っております。

県としましては、市町村と連携を図りながら相談体制の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

陳情第162号の項目の3について、福祉保健部福祉・援護課の処理方針については後ほど説明いたします。同陳情に関して、観光商工部経営金融課長比嘉清市より処理方針の説明を行います。

**○比嘉清市観光商工部経営金融課長** 20ページをお開きください。陳情第162号のうち3個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付補充を充実させることについて、処理方針を御説明いたします。

国は、平成19年4月に多重債務問題改善プログラムを策定し、事業者向けのセーフティネット貸し付け等の対策において、政府系金融機関の取り組みとして、①セーフティネット貸し付けについては、返せない債務をふやさないよう融資申込者のきめ細かい状況把握と必要に応じ、多重債務問題専門家への紹介、誘導を図ること、②再挑戦資金や事業再生支援資金など再生プロセスにある事業者や一たん失敗した事業者に対する融資制度の積極的な活用を促すこととしております。

また、国は昨年来の緊急経済対策として、セーフティネット貸し付けの貸付枠の拡大、償還期間の延長、貸付限度額の引き上げ等を行い、中小企業者への支援の拡充を図っており、今後の経済動向に応じてさらなる拡充が期待されるところであります。

沖縄県では、県融資制度の中で中小企業セーフティネット資金を平成15年度に創設し、売り上げの減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者等を対象とした融資を行っております。平成21年度は融資枠を9億円から33億円に拡大しております。

今後、沖縄県としては、国の動きを見守りながら、中小企業者に対して国の対策について、窓口、電話相談等で周知を図るとともに、経済状況の変化を踏まえて県のセーフティネット資金の充実を検討してまいりたいと考えております。

**○知念建次文化環境部長** 陳情第162号の項目の4については、沖縄県警察本部生活安全部生活保安課指導官糸数昌宏より処理方針の説明を行います。

**○糸数昌宏県警察本部生活保安課指導官** 陳情第162号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情のうち、公安委員会関係の4ヤミ金融を徹底的に摘発することについてお答えします。

県警察におきましては、平成19年5月1日に沖縄県警察ヤミ金融事犯集中取締推進本部を設置して、ヤミ金融事犯に対する取り締まりを実施しているところ

ろであります。

同推進本部を設置してから、本年8月末現在までに36件、35名を検挙しております。

県警察では、今後も引き続きヤミ金融事犯に対する取り締まりを強化するとともに、迅速、適切な被害者対策を推進してまいり所存であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○知念建次文化環境部長** それでは、15ページの陳情第107号の項目の3について、観光商工部産業政策課班長安里厚より処理方針の説明を行います。

**○安里厚観光商工部産業政策課班長** 陳情第107号気候保護法(仮称)の制定を求める陳情につきましては、国において太陽光発電の余剰電力を高く買い取る新たな買取制度が、本年11月1日から開始されることとなっておりますので、その旨を修正しております。

**○知念建次文化環境部長** 次に、22ページをお開きください。

新規の陳情第170号について御説明します。

陳情者は、日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)会長仲村信正氏であり、件名は核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書及び決議の採択に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

我が国は、去る大戦において世界で唯一原子爆弾の惨禍を受けた国であり、核兵器廃絶は国民総意の願いです。

沖縄県は、これまで核廃絶に向けて非核沖縄宣言を行うとともに、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行ってきております。

平成21年9月、国連安全保障理事会で米国が提出した核兵器のない世界に向けた取り組みをうたった決議案が全会一致で採択されており、このことは核兵器保有国である5常任理事国を含め世界的軍縮の機運が高まっていることと認識しております。

また、鳩山首相は核不拡散と軍縮をテーマにした同理事会の首脳会合において、唯一の被爆国として果たすべき道義的責任を掲げ、非核三原則を堅持し、核廃絶に取り組む決意を表明しました。

悲惨な地上戦を経験した沖縄県民は、命の尊さ、平和の大切さを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでおります。

沖縄県としましては、今後とも核兵器の廃絶と恒久平和を求める県民の思い

を世界に発信し続けてまいります。

以上、文化環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。  
よろしくお願ひいたします。

○赤嶺昇委員長 次に、陳情第162号について福祉保健部福祉援護課地域福祉班長の説明を求めます。

伊波盛治福祉・援護課地域福祉班長。

○伊波盛治福祉・援護課地域福祉班長 それでは資料の19ページをごらんください。陳情第162号改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書を政府等提出することを求める陳情について、陳情項目3のうち個人向けのセーフティネット貸し付けを充実させることについて、生活福祉資金貸付事業を所管する福祉保健部より処理方針を説明いたします。

個人向けのセーフティネット貸し付けの中の公的融資制度としては、生活福祉資金貸付制度等がその役割を担うものと考えられますが、同貸付制度は、基本的には低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を貸し付けの対象として制定された貸付制度であります。

同制度の運用については、今般の国の要綱の改正（平成21年7月28日付）により貸付利子の低減化や連帯保証人要件の緩和など借りやすく、利用しやすい制度となるよう抜本的な見直しが行われたところであります。

多重債務者対策としての本制度の活用については、債務整理のために弁護士や司法書士等の一定の関与が認められる場合は、当面の生活費の貸し付けを行った事例もあり、可能な限り柔軟な対応に努めているところであります。

以上で、陳情第162号の項目3に係る処理方針について説明を終わります。  
よろしくお願ひいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長及び福祉保健部福祉・援護課班長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願ひいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情平成20年第137号サンゴ礁の保護に関する陳情で、大浦

湾内のアオサンゴの生息地を保護区に指定することからお尋ねをします。きのう、きょうの新聞で、大浦湾のアオサンゴが白化現象かということで、民間団体が10日から緊急調査するという事なんですが、県はこの記事はごらんになっていると思うのですが、調査については予定していますか。

○久田友弘自然保護課長 新聞報道については承知しております。新聞報道によりますと、これは自然保護団体の沖縄リーフチェック研究会が見つけたもので、この辺については同研究会と日本自然保護協会が合同で情報を分析する予定であるとなっています。

○西銘純恵委員 県はどうするんですか。

○知念建次文化環境部長 県は現段階のところ調査予定はないということです。

○西銘純恵委員 大浦湾のアオサンゴについて県が認識をされている、どのようなものかというところを少し説明を受けたいと思います。

○久田友弘自然保護課長 アオサンゴにつきましては、インド洋、太平洋に広く分布をしております。県内においては石垣市白保のアオサンゴ群落を初めまして、沖縄島周辺、あるいは西表島周辺、慶良間諸島各地で確認をされております。大浦湾のアオサンゴ群落につきましては、NPOの調査結果があるわけですが、しかしこれに関しては大変重要な、貴重なものであると認識をしております。

○西銘純恵委員 石垣市白保とは違う一種、クローンだというような、この大浦湾だけに生息しているものかという指摘については認識は一致しているんですか。

○久田友弘自然保護課長 石垣市白保とか、あるいはほかの地域でありますのは割と高さが低いという状況にあるわけですが、この大浦の場合にはかなり立体的には高さがあるということで、先ほどありましたように、これが生物の多様性からするとこれは低いということで、遺伝子が単一ではないかということで、専門家の先生方からは指摘をされているということです。

○西銘純恵委員 長さが50メートル、幅が30メートル、高さ12メートルという、この高さというのが、大浦湾の深い、海の深さの地形と絡んで石垣市白保とは全く違うというところも貴重だという意味で指摘されたと思うんです。そして、国際自然保護連合が、レッドデータリストに絶滅危惧Ⅱ類と掲載をしているということについてはどのように評価されていますか。

○久田友弘自然保護課長 IUCNの総会の中で、このレッドデータリストにおいて、アオサンゴも含めて数々の造礁サンゴを絶滅危惧種に選定したと聞いております。サンゴ礁というのは、生物の保全、それから漁業資源、観光資源、天然の防波堤などさまざまな役割を果たしておりますので、適切に保全していくところが重要であると考えております。

○西銘純恵委員 処理方針で、学術性、希少性等の評価には専門的知見の集積が必要だと皆さんやっていますけれども、この専門的知見の集積というのはいつまでに、どのような知見集積の手だてをとろうとしたのですか。去年の9月の陳情ですよ、これ。これ出されて学術的とか専門的に調べるということをしてましますけれども、この結果を教えてください。

○久田友弘自然保護課長 今これにつきましては、いろんな意味で情報収集もしておりますし、それから新聞に掲載されました大学の先生の資料ですか、そういったところにも、そういった発言等も我々十分留意しながら今その収集に努めているというところですよ。

○西銘純恵委員 国際自然保護連合というのは、国際的に評価の高い環境保護団体だと思っているのですけれども、そこが県がつかんでいらっしゃる専門家よりももっといろんな意味では知識も集積された機関ではないのですか。国際自然保護連合を越える皆さんの思う専門家はどこにいらっしゃるのでしょうか。

○久田友弘自然保護課長 国際自然保護連合というものも、それは世界的に権威のある団体であると思っておりますけれども、このアオサンゴというものが、いわゆる広く県内にも存在をしているというのもあります。ただ、大浦湾については、いわゆる単一の遺伝子であるということで、それはそれとしての貴重性があると思っておりますけれども、生物多様性の観点からすると、やはりそれは多様性は少し低いのかなといろいろと言われていたということがございます。

○西銘純恵委員 少なくとも絶滅危惧種に指定されているということであれば、今白化現象化ということで危険な状況にあると、それが壊れていく状況にあるということであれば、まずこの保護区指定ということで保護を図るのが優先されるべきではありませんか。

○久田友弘自然保護課長 保護の中では、私ども環境サイドのほうになりますと、今現在ありますのは自然公園法の中で海中公園という形で保護しているのが、県内に幾つかありますけれども、その場合につきましても、いわゆる一定のそういった広さを持っているとかそういうこともありますので、今回の単一のものに関して、一つのものに関して保護していくということとは少し違うんじゃないかなと考えています。

○西銘純恵委員 保護をするというのは、幾つかあるからとか、単一だからということを経由に上げたのですけれども、貴重で絶滅するかもしれないとかといったら、動物であっても、植物であってもやっぱりその希少性に依拠して保護を図るといって、これは生物多様性ということでは言われてはいたんですけれども、やっぱり保護を図らなければなくなってしまうということも含めて、判断というのは独自になされるべきだと思うのです。だから、アオサンゴだけだから保護区に指定しないということでは理由は成り立たないと思うのです。

○知念建次文化環境部長 アオサンゴの白化につきまして、きのう、おとこの新聞で知ったという状況でございます。白化現象につきましては、その要因がいろいろ言われているという状況について、温暖化であるとか、その海中温であるとかいろいろ言われている状況があるということで、NPOの方が調査に入ることについては、現段階では県はその調査の状況も見ながら、どういう形になっていくかということ、その推移を見守っていきたいということでございます。もう一つ、保護区云々の分につきましては、その保護区の状況について先ほど自然保護課長が話した分については、公園の指定、あるいは海中公園の指定、地域指定というような方法が間違いなくあります。それが単一のものであるか、あるいは地域として全体でやらないといけない分であるかについても、それぞれの地域地域によって違いますので、アオサンゴの今の状況だけをとり、その保護区の議論までもっていくには我々もまだ少しそういう面での検討が不足していますので、今の状況からするとアオサンゴのきのう、きょうの状況というのは、現段階では見守っていくということで御理解をいただきたいと思うのですけれども。

○西銘純恵委員 新基地建設のための環境アセスメントとか、事後調査があります。そこら辺の関連で白化現象があるかどうかというのは調査する必要があると思いますか。

○知念建次文化環境部長 調査する必要があるか云々かというより、そのそういう原因があるかどうかということ特定することは非常に難しいものだと思います。

○西銘純恵委員 いずれにしても、現場を見ないでこの白化現象の原因を特定するという事は難しいと思います。ぜひ文化環境部として、現場を見て、それから保護についても、今自然におかれている状況じゃなくて、あえて環境を壊すような環境アセスメントがやられてきたということも含めて、それがいろんな今言ったアオサンゴの白化現象につながっていることがないのかも含めてぜひ調査をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 我々ができるというか、まず現場をどういう形で確認するかについては、いずれ機会を見てそういう確認はしていきたいと思えます。どういう調査ができるかということについては、今ここでいろいろな要素がございますので、今のところ状況を見守らせていただきたいと思います、ということで答えさせていただきます、と思えます。

○西銘純恵委員 早いうちに現場確認は行けますか。

○知念建次文化環境部長 少し担当部下と調整をさせていただきたいと思えます。

○西銘純恵委員 ぜひ早急に現場を確認していただきたいと思います。

次に、移ります。6 ページ陳情第162号に関連して、とりあえず6 ページからいきます。処理方針で、消費者の苦情相談に応じる消費生活センター、都道府県、沖縄県はあると、そして相談員や職員の資質向上に資する研修の充実等に取り組んでいるということですが、県は消費生活相談員、何名が常勤で配置されていますでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 県の場合は、常勤というよりもその事業を平成18

年からNPOのほうに委託しております。そして、宮古・八重山分室も含めまして11名の相談員がおります。これは交代制となっておりますので、常時11名がいるという、配置されているというわけではございません。

○西銘純恵委員 やっぱり専門性を要する相談事業なのです。法的に手続をとる必要があれば、それなりに判断をしないとイケないとか、ですから常勤の方がNPOに委託しているというけれども実際常勤でやらないと継続しないと思うのです、業務がです。何名常勤で配属されていますか。

○譜久山典子県民生活課長 これはNPOに委託です。以前は、県の嘱託員ということで配置しておりましたけれども、県の嘱託員のほうには5年以上はできないという条件がございますので、平成18年からNPOのほうに業務委託ということになっております。その方々はNPOの常勤職員ですので、非常勤職員ではありません。

○西銘純恵委員 何名いらっしゃいますか。

○譜久山典子県民生活課長 宮古・八重山分室含めまして、11名です。

○西銘純恵委員 といいますと、11名の皆さんがNPOの常勤職員として相談業務にも当たっているということによろしいですか。

○譜久山典子県民生活課長 はい。そのとおりです。

○西銘純恵委員 市町村に設置されているところは何箇所でしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 市町村のほうで相談員が配置されている窓口は6市でございます。相談員として配置されている窓口は6市でございますけれども、行政総合相談窓口、法律相談等で消費生活相談もあわせて実施しておりますので、そういう市町村は13市町村でございます。

○西銘純恵委員 多重債務の相談体制をとっているところは何箇所ですか。

○譜久山典子県民生活課長 済みません。失礼いたしました。先ほど市町村の行政相談窓口は13市町村と申しあげましたけれども、14市町村に訂正したいと

思います。それで、多重債務問題ということなんですが、その消費者窓口のほうでは多重債務を含めまして消費者問題ということでの相談を受けております。

○西銘純恵委員 法が制定されて以降は、行政相談といったらいろいろ行政手続も含めて多岐にわたるわけです。多重債務に関する相談窓口をとということで求められていると思うんですけども、それについては独立して多重債務相談窓口を持っているところは何箇所でしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 県内では多重債務問題ということでの相談窓口を持っている市町村はございません。県のほうでも県民生活センターのほうで、多重債務を含めましての相談を受けております。さらに、消費者行政活性化基金を活用しまして、今年度から多重債務専門の相談員ということで2名配置しております。

○西銘純恵委員 18ページで触れていますが、沖縄県の自殺率が高くなっているというところも、県民の生活、経済状況が、所得が全国で最下位だと、7割しかない。こういう状況の中で多くは経済苦、生活苦の中にあると、それでこの多重債務、全国でも九州のほうサラ金業者が多いし、その中でも沖縄が断トツ多いわけです。だから、特に沖縄県では多重債務問題を解決するというのが、さまざまな自殺予防も含めて、対策も含めて連動していくという立場で取り組むべきだと思っているんです。それで多重債務に関する相談体制というのを県が2名配置をされたということですから、市町村においてもそれを特化した形の消費者相談窓口ということで、多重債務を重点的にやるということで相談体制をつくるべきだと思うんですけども、この辺はどのように考えているのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 もちろん多重債務問題も重要な問題ではございますけれども、いろんな消費者関連の問題というものも市町村において、県内において多く問題が見受けられますので、それも含めまして市町村の消費者窓口をふやすことについては市町村説明会等においても窓口の開設に向けて協力をお願いしております。そして、県におきましてこの多重債務問題プログラムというのが平成19年からできておりますので、これも関連いたしまして、弁護士会とか、司法書士会とか御協力をいただきまして多重債務問題の無料相談の相談キャンペーンというのをやっております。そして昨年もありましたし、ことし

においても9月から12月にかけて県内各地において相談を行っております。そして、それは自殺対策、やはり自殺の原因の中で多重債務というのは大きな原因の一つになっているものですから、心の健康相談も含めまして県内の各地で無料相談を行っているところです。

○西銘純恵委員 行政相談窓口が14カ所ある。多重債務を含めた消費者相談窓口についてはどれだけあって、例えば今年度中にどれだけ目標を置いているのか、すべての市町村に消費者相談窓口を設置してもらうということは考えていらっしゃいますか。

○譜久山典子県民生活課長 もちろん県としても、その目標として県民の皆さんの最寄りところで相談窓口はという方向で進めていきたいと思っておりますけれども、この市町村の窓口を設置することについては、市町村に御協力いただくということで、沖縄本島北部地域、同中部地域、同南部地域のほうで市町村のほうに説明会を行いまして、ぜひ基金を活用した相談窓口の拡充ということでお願いをしているところであります。

○西銘純恵委員 最初にお答えしているのかなと思うのですが、消費者相談をやっているところが6市ということでよろしいでしょうか。私は、少なくとも11市で独自の窓口を置くべきだと思っているのですけれども、町村についてはなかなか個別には難しいので、これは県が支援するということになるかと思っております、11市についてはどのようになっているのでしょうか。

○譜久山典子県民生活課長 やはりこの6市以外の大きな市についても市町村窓口をふやしてほしいということで毎年お願いはしているところでございますが、なかなかこの市でもその方向に向けて努力はしていらっしゃるのですが、その辺はまだスムーズにいけないということでございます。基金がことしからございますので、平成21年度から平成23年度までという限定つきではありますが、それを活用して市町村の窓口を広げてほしいということをお願いしているところであります。

○西銘純恵委員 消費者行政活性交付金ということだと思っておりますけれども、少なくともこの予算的にあとの5市、それから町村でできるところはということで具体的に予算的なものも提示をされて、設置をしてほしいと、実際相談窓口をつくったら、やっぱり相談件数が多いということで住んでいる皆さんのた

めに必要な相談窓口だということ、やる中でわかると思うんですよ。やっていなければ見えませんから。相談窓口をおいたら、相当相談が殺到するという状況があると思いますので、ぜひこの基金で残る市町村に拡充していただきたいと思います。

関連して19ページ。個人向け中小業者向けのセーフティーネット貸し付けということなんですけれども、生活福祉資金貸付制度、具体的に債務整理のために使われた事例があるということなんですけれども、どのような事例でしょうか。そして1件当たりの貸付金額、どれだけだったのでしょうか。

**○伊波盛治福祉・援護課班長** 具体的にこちらのほうでそういう事例があると、事業の実施主体が沖縄県社会福祉協議会となっておりますけれども、そのほうでそういう事例があるかという確認をしましたところ、いわゆる生活福祉資金については、そういう債務を返済するための資金に充てるということではできませんので、いわゆる債務のほうを借りない、消費者金融等を借りずに生活福祉資金を借りるといようなパターンと、それから債務の整理、それに当たって、ある程度の債務整理が終わって、生活の再建のための資金としての貸し付けをしていくという事例があったということで、具体的な件数については個別の件数のほうはこちらのほうでまだ報告を受けておりません。

**○西銘純恵委員** 債務整理のため、弁護士や司法書士等の一定の関与が認められる場合は当面の生活費の貸し付けを行った事例があるということなんですけれども、実際、債務整理をするのに調停とか、破産とかいろいろあるんですけれども、やるときにお金がある人は弁護士、司法書士を頼むんです。本当にお金のない人が、生活に困ってお金がないという皆さんがこの生活福祉貸付制度で拾われてないのです。逆に排除されている状況があるわけです。ですから、今生活資金がないと、最初の月々どうにか生活してきたけれども、今月は子供が修学旅行に行くとか、何かの準備に、日常の暮らしをカツカツやっていて急に入り用になったときに、例えば10万円です、今10万円ですよ。緊急生活貸付資金はこれを借りようとしたときに、貸しているかどうかというのはとても大事なんです。最初のサラ金も、借りる皆さんの理由はほとんどが生活費です。10万円とか、出発はそれです。でも利息が高いから二、三年すれば、二、三百万円に上がるわけです。返すためになんです、あとは。だから、最初のセーフティーネットというのを本当に生かされているかというのは、私は県ももっと貸付制度を、この10月1日から変わりましたので、貸付条件も保証人が要らない、やっぱり福祉の資金としてなっていないということで、緩和されています

ので、これ本当にセーフティーネット貸し付けを充実させるという立場ではやっぱり本来の目的に沿って借りられるように、私は社会福祉協議会に投げているだけでなく実際の運用をもっと調べていただきたいと思うんです。借りられていないです。貸し付けられていません。どうですか。

**○伊波盛治福祉・援護課班長** 最近の経済情勢のそれもあるのですが、最近の貸し付けの実績等なんですけれども、確かに貸し付けの件数、小口資金を含めてかなりふえてきているという実情がございます。平成20年度7月で切っているんですけれども、7月のほうの前年度の貸付総件数は71件、本年度の4月から7月まで総件数は161件ということで倍近くふえてきているという実情がございます。先ほど委員が御指摘の緊急小口についても、その前年度の4月から7月までが3件であったものが、本年度については7月時点で50件を超えているということで、確かにそういう事情がかなり出てきていると承知していますが、実は、法改正のお話で非常に借りやすくなったという説明をしているんですが、これについても市町村社会福祉協議会のほうに相談がかなりきているということ、きょう審査会がありましてその報告等を受けております。

**○西銘純恵委員** 細かい話なかなか県は知らないと思うんですけれども、医療費が10数万円かかると。10万円は緊急に貸付制度を使って、残りは身内からかき集めようという方が申請をしたらだめですと、こんな状況なのです。だから、本当に緊急小口というのが、銀行からもどこからも借りられない皆さんなのです。だから、最終的にどこからも借りられない、身内もみんな苦しくて、1万円貸すのも簡単にはいかないという中で、しょうがないからということで結局、消費者金融に行くわけです。そういう意味では、もっと生活福祉資金というセーフティーネット貸付制度という、もっと件数がふえているという報告はありましたけれども、市町村社会福祉協議会の窓口相談、申請の件数から言えば、どれだけフォローされているか、貸し付けに行き着いているか、そこら辺の調査が私はもっと重要だと思いますので、ぜひ今後そこら辺は調べていただきたいと要望して、最後22ページの陳情に移りたいと思います。

陳情第170号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書及び決議採択に関する陳情ですけれども、処理方針で沖縄県も非核沖縄宣言を行っていると、県民の核兵器の廃絶と恒久平和を求める県民の思いを世界に発信し続けてまいりますという、この具体的にどのように発信をしているのかということをお尋ねいたします。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 本県は、平成7年の非核・平和沖縄宣言以降、核実験に対する抗議を実施した国に対してその都度行っておりますし、また知事のほうもマスコミ各社に意見を述べております。それから、平和記念資料館、平和の礎、沖縄平和賞の事業を通して恒久平和を求める県民の思いを世界に発信しているところです。

○西銘純恵委員 核兵器廃絶についてなんですけれども、例えば8月6日、9日、広島県、長崎県の原爆投下です。そこら辺に知事が何らかのアクションをとったということはあるのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 特に、今までは出向いてはおりません。

○西銘純恵委員 平和行政を進めるということで、平和の礎とか、慰霊の日とかわかるのですけれども、核兵器廃絶というのが、今国連安全保障理事国の中でも核兵器のない世界に向けて具体的に世界が動き出しているというときに、県として積極的にそれに呼応するような発信をするということだと私は理解しているんですけれども、従来と同じような核実験をやった国に対して抗議をするだけで消極的ではありませんか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 9月の国連安全保障理事会でも、全会一致で核兵器のない世界に向けた取り組みを行っていくということで決議がされておりますし、その決議内容にはNPTの重要性を再確認したり、それから2010年に向けての運用会議、それに向けて強化をして核軍縮、核不拡散等の目標設定を呼びかけたりしております。また、非核兵器地帯条約締結、これを支持したり、非核兵器地帯、これが核軍縮に貢献することを確認したりしております。国際連合を中心として、各国が協力して取り組んでいくことが重要ではないかと考えております。県としては、核兵器の実験への抗議と平和を求める各事業を実施していきたいと、県民の思いを世界に発信していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 その間の核兵器廃絶の国際的な動きについては、客観的に世界で進んでいるとわかる事象です。沖縄県として、この動きの中で特別に行動を、どのようなことをされるのですか。予定はあるのですかということをお尋ねしています。沖縄県として、特別に何らかのことをやる必要はありませんか。

んかということです。

○知念建次文化環境部長 委員がおっしゃる御質疑の趣旨は、核兵器の廃絶に特化してどういう動きをするかということだと思います。処理方針にも触れています。沖縄は、悲惨な地上戦を経験したということで、先ほど平和・男女共同参画課長からありました平和の礎あるいは記念資料館であり、沖縄独自の恒久平和の願いを確かに今主体的に動いて、それに取り組んでいる状況でございまして、核兵器については実験があったときに抗議声明を出すということでの意思表示をされていて、その核兵器廃絶に向けての共通認識を持っているということでございます。確かに、おっしゃるようにその分だけ特化した動きというのは今のところはございません。

○西銘純恵委員 特に何もやる必要はないというお考えですか。何か、これから検討してみようかということはありませんか。

○知念建次文化環境部長 核廃絶を願うということについての共通認識は、沖縄県に総じて全員認識を持っていると思っています。今おっしゃったように、それに特化しての分というのは、その沖縄の独自の恒久平和の中の分とあわせてどういう形でできるかも含めて勉強をさせていただきます。

○西銘純恵委員 6月議会で、知事に核兵器のない世界へ、今全世界で署名運動をずっとやっているんです。それが、今の状況を生み出していると、被爆者の皆さんが中心になった運動ですけれども、署名用紙はお上げしたのです。ぜひ、県としても知事を先頭に署名をするというところまで検討していただけたらなと思いますので、ぜひ署名用紙をごらんになってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 まず15ページ、陳情第107号。先ほど本年11月1日から太陽光発電の余剰電力を高く買い取る制度がスタートすると、だからすばらしいなどと思います。これはいつまで高く買う制度になっているのか、期限つきですか。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 その制度に関しましては、10カ年固定して買い取るということになっております。

○上原章委員 10カ年ということですが、それで陳情者から、3番再生化のエネルギーを大幅にふやす仕組みをつくってほしいと。皆さんの処理方針では太陽光発電システムの価格が下がり、さらに導入が促進されるものと期待するということです。本会議でも質問がありましたけれども、県が独自で補助事業として一般住宅にやっている支援は300件、これはすぐ申し込みがあったと。平成21年度事業でさらに拡充をしていきたいというようなお話をお伺いしまして、具体的に今は10月に入りましたけれども、観光商工部内で幾ら拡充をし、いつからスタートする、その辺はもう流れはできているのですか。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 この件に関しましては、財政課のほうでも詰めている段階でございますが、金額とか、いつからスタートできるかということは今のところお答えできません。

○上原章委員 ぜひ、この事業は今後非常に大事だと思いますので、財政課とも詰めていただいて早目にまたスタートしてほしいのですが、ちなみに今回何件拡充できるか、これからだということなんですが、当然今回の申し込みに締め切って受けられなかった方々、さかのぼってこの制度にしっかり該当するという認識でよろしいでしょうか。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 今のところ300件は4月14日時点で締め切りまして、今後かなりの数が出てくるだろうと思っております。大体1300件今のところ想定しておりまして、正直言いますと1000件くらいの方々が対象外になるんじゃないかと思っております。ですので、とりあえず何件できますという約束はできませんけど、可能な限りそういう方々にもなるべく対応ができるような形で頑張りたいと思います。

○上原章委員 これだけ需要があるわけですから、次年度も、またそれ以降も見据えながらこの事業を拡充していただきたいなと要望して終わります。

次に、21ページ。陳情第162号ヤミ金融対策なんですが、処理方針で被害者対策を推進しておりますと、これのもう少し具体的な取り組みをお聞かせ願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○糸数昌宏県警察本部生活保安課指導官 県民から寄せられますヤミ金融の被害者等からの相談、訴えにつきましては、その心情に十分配慮しつつ、特に違

法な取り立てによります住居侵入、脅迫等などの犯罪につきましては検挙に向けて必要な措置を迅速に講じるとともに、被害者を保護する必要が認められる場合には相手に対する警告、その他被害防止上必要な措置、いわゆる被害者宅周辺パトロールの強化、それから通報連絡体制の強化を講じて対処しているところであります。

○上原章委員 これは非常に社会問題ということで、なかなか見えない部分もあって、多くの方々が非常に自殺にまで追い込まれるようなケースもあると聞いておりますが、具体的に相談件数等を把握されておりますか。これがふえていっているのか、減っているのかお聞かせ願えますか。

○系数昌宏県警察本部生活保安課指導官 過去4年間、相談受理件数から申し上げます。平成17年は329件、平成18年は344件、平成19年は474件、平成20年は436件、本年8月現在では250件となっております。先ほど申し上げましたとおり、集中取締本部を設置しました平成20年から過去4年間は、平均して月に33件の相談がありました。ことしは8月末現在の月平均は31件となって横ばい状態、若干減っている状況であります。

○上原章委員 この問題というのが非常に横ばいということで、これは具体的に相談に来た人の数なので、まだそういうので来られていない方もいるのかなと思うのですが、このヤミ金融という部分は県内にどれくらいあるのか、そういった具体的な数もあるのですか。

○系数昌宏県警察本部生活保安課指導官 県警察本部としては、ヤミ金融という業者については把握しておりません。

○上原章委員 先ほど、皆さん迅速、適切な対処をするということで、いろいろ警告とか内容に応じて対応していると思うんですが、県内で具体的に、これまでこういう取り組みをして、実際しっかり前進していると、改善に向かっていって受けとめてよろしいですか。皆さんが現場はわかるはずですから、こういったヤミ金融というのはなかなか、根絶やしにできない部分もあると思うんですけれども、県民をしっかり守る意味でヤミ金融対策というのは私はもっともっと強化する必要があるのではないかなと思うのですが、その辺の現状、どうでしょうか。

○糸数昌宏県警察本部生活保安課指導官 先ほど申しあげました集中取締本部、平成19年の5月に設置しております。この集中取締本部を設置した平成19年を基準にいたしまして、その以前の3年間、平成16年、平成17年、平成18年、ヤミ金融事案の検挙件数は年間平均8.3件あります。集中取締本部を設置した以降の平成19年、平成20年は検挙件数は年間平均17件となっております。倍増している状況にあります。

○上原章委員 具体的な数字で、皆さんが非常に頑張っている感じがします。ただ、こういった部分というのは非常に時代、時代に合わせて非常に巧妙になっていくと聞いておりますので、ぜひこの辺、現場のほうをしっかりと把握して相談に来る被害者の対策をしっかりと強化していただきたい。お願いして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは陳情平成20年第137号のサンゴ礁の保存に関する陳情、これについては大浦湾内のアオサンゴの生息地を保護区にということで項目が挙がっておりますが、その前に大浦湾そのものの生物多様性について県はどのように評価しているのでしょうか。大浦湾の生物多様性についてです。

○久田友弘自然保護課長 大浦湾につきましては、湾内にまとまったコンパクトのある奥行き深い海でありまして、そこには貴重な、先ほどのアオサンゴでありますとか、ユビハマサンゴとかそういった群落も大変貴重な場所であると考えております。

○仲村未央委員 生物多様性ですが、これは日本自然保護協会が大浦湾の多様性を評価しているわけですが、今おっしゃったこととほぼ重なるんですが、「この海域にはサンゴ礁に加え、沖縄には珍しい大きく切れ込んだとても深い湾があると、このような湾があるために外洋に面したところから陸の影響を受ける湾の奥部や湾の深いところまで、さまざまな環境が用意されている。」というようなことがあって、「こういった環境が多様な生物にとっての生息場所を生み出し、しかもそれらがこの海域に一まとまりにしてあることによって高い生物多様性が維持されているのです。」というような書き方になっているのですが、これは今のおっしゃったことと同じ認識で生物多様性は高いという

ことで県も考えているという理解でよろしいでしょうか。

○久田友弘自然保護課長 おっしゃるとおりです。

○仲村未央委員 それで、保護区の設定となると、これは特に具体的な要件があるのですか。生物多様性が高いところを主体的に保護区にしていこう、聖域化していこうというような取り組みというのは、これは県レベルでどういったことができるのか、条例の範囲で、あるいは法的との絡みの中で、さらにクリアしなければならない具体的な何か課題とか、こういうものがあるのでしょうか。保護区という設定の仕方について。

○久田友弘自然保護課長 保護区としましては、環境分野におけるものにつきましましては自然公園法がございまして、法律は国の所管ではあるんですけども、その中で、国立公園もしくは国定公園です。その中に特にすぐれたものに関しましては、海中のものについては海中公園地区と規制がかかっていくということもあります。

○仲村未央委員 今おっしゃる自然公園法等によって、保護区の設定というのは、その当該自治体、県が何か申請するというものなのですか、これは貴重だぞと。自然が守らなければいけないというものは、どういう段階を踏んで保護区というものが具体的に出てくるのですか、指定に関する手続の要件ですけれども。

○久田友弘自然保護課長 手続についてはいろいろ国との調整とかがあると思いますけれども、やはりそういう保護区の設定についてはまず守るべきであるというものです。そういった守るべき資質があると、高いと。それから、守り得ると。つまり継続して、丁寧にこれを大切にしていける、そういったところから守りたい、守りたいという人々が地域にいらっしゃるところがバックボーンとしてあると思います。細かく地元の意向でありますとか専門家の先生方に聞いて、この資質が客観的にいかどうかという専門的な判断がありますけれども、バックボーンとしてはそういったものがあると考えております。

○仲村未央委員 これは、ここで指摘されているアオサンゴそのものの貴重さはどの程度なのかということで、この間いろんな研究者が調査をする中で、情

報が加味されてきたということもあるのですが、例えばこれは2008年11月23日の琉球新報なのですけれども、この中では東京工業大学の灘岡和夫教授がアオサンゴの調査をされて、そのアオサンゴが先ほど答弁でもありましたが遺伝子上の特徴が単一であること、それが石垣市白保のサンゴとは全然違う遺伝子を持つものであると、アオサンゴは希少種で保全方法をきちんと考える必要があり、なぜ群落ができたかを探る必要があると、非常に希少性を学会で発表しているわけです。これについては認識されていますか、情報として。

○久田友弘自然保護課長 その情報については承知しております。

○仲村未央委員 そういったことがわかるにつれて、大浦湾に生息するアオサンゴの希少性というのがより高まりつつあるというか、研究の成果の中で、希少さが増していると考えているのでしょうか。

○久田友弘自然保護課長 高まってきているというお話ですけれども、まず海の中のものですからなかなか日ごろ見えません。陸であれば、我々見ながら、こういった感じがあるのですけれども、それについては潜在的にそういったものがあつたかもしれませんということだと思います。

○仲村未央委員 先ほど、大浦湾全体の生物多様性は高いという認識があつて、しかもこのアオサンゴについてもほかの地域にあるものと違う特徴があると、形状からしても非常にユニークな特徴を持っているということもどんどん研究者の調査等でわかってきているわけですが、そういった今の環境を見るときに県としては、これは非常に、保護区を設定していくに値すると、検討を始めるときじゃないかというのが私の意見でもありますし、この陳情者の意見でもあるわけですが、そこら辺については何か保護区に関する具体的な検討というのは県の中ではどのように進めていらっしゃるのですか。

○知念建次文化環境部長 アオサンゴにつきましては、たしか3年か、4年か前に状況がわかっている状態で、陳情書に書いてありますように、現在は、たしか灘岡先生であり、県内の大学の方が実際にごらんになっている部分もありますし、いろんな大学のサンゴの専門の方々がごらんになっている例もあります。そういった知見、資料等について今集積しているところです。それはアオサンゴだけではなくて、大浦湾トータルとして、あるいはその周辺全部含めて自然公園地域指定云々ということになってきますと、それをトータルとして判

断しないといけない状況になってきますので、今現状でいうとまだ少し時間がかかる、やれるかやれないかということも含めて、いろいろ資料、情報を県としては集めている状況だということ御理解いただきたいと思ひます。

**○仲村未央委員** この保護区については、なぜそんなにこだわって申し上げるかといひますと、これは県がまとめている、今中間とりまとめの段階にある沖縄21世紀ビジョンがあります。この中でも、かなり環境をどうしていくんだというウエートが沖縄21世紀ビジョンの中にも非常に高く、ごらんになっていると思ひますが、生物多様性をどう確保していくかが課題にあるというようなところから入って、「特に、自然環境の保全を優先的に図るべき地域については聖域化に向けた検討が必要であると、その特定地区や特定離島に聖域を設定して、県環境保全条例を強化拡充していく。そして財源確保の新たな仕組みを創設する。」と。具体的な現状の認識、課題等今後の方向性というところで、非常に踏み込んだ形で聖域化とか、保護区の設定、サンクチュアリーを設定するとか書かれているものですから、ここら辺と今沖縄の自然全体を見通す中での希少さというものを見るときに、大浦湾というのがどういう今位置づけにあるのだろうかということを知りたいわけですよ。

**○知念建次文化環境部長** そういう意味で言うと、まだ位置づ的に明確にできていない状況でございます。といひますのは、トータルとして例えばヤンバルであれ、八重山地域であれ、宮古地域であれ、過去に自然公園地域、国定公園地域、国立公園地域という形で指定されている部分、あるいはそういう形で動いている部分というのと、まだ少し状況的に我々が持っている資料というか蓄積されているものが、まだ少し浅いという状況にあるのが今の現実ではないかなと思ひております。貴重であるという認識は、NPOの方々も希少であるという認識については、自然保護課長が話ししたように認識は持っています。ただ全体の中での位置づけとなってくると、どこまでやるかというのはまだはっきりと言える状況ではないということ御理解いただきたいということでございます。

**○仲村未央委員** それでは今の関連で、陳情第63号、13ページ。これはヤンバルの森全体の環境調査の実施と県環境影響評価条例の改正を求めた陳情ということになっておりますが、今の時点でのときに保護区の設定なり、沖縄の自然環境の希少さ、あるいは生物多様性といったとらえ方をしたときに、このヤンバルの森というのは今言う熟度、いろんな今調査をしていますと、サンゴに

については大浦湾についてはそうおっしゃっていますが、ヤンバルの森は同じなんですか。保護区の設定云々となると、どういう位置づけになっていますか。

○知念建次文化環境部長 ヤンバルの森について、もう御存じだと思っんですけども、世界自然遺産の中の一つの取り組みとして奄美諸島から琉球諸島にかけての中の位置づけとして、ヤンバルの森に位置づけられていますので、そういう意味では自然保護の価値としてはかなり高いものがあると認識しています。

○仲村未央委員 そうなると、先ほどその沖縄21世紀ビジョン等で触れられている聖域化に向けた検討とか、県環境影響評価条例等の強化、拡充といったことになるとヤンバルの森というのはやっぱり検討の筆頭に上がる、そういった段階に今来ていると理解してよろしいでしょうか。

○知念建次文化環境部長 状況的な話で申しわけないのですが、今ヤンバルの森は国立公園化に向けた動きを環境省が中心となってやっている状況でございます。その国立公園化に向けた動きが集約されて、その国立公園という地域指定になって後、今の石垣島、西表島の国立公園と一緒に奄美諸島も一緒に世界自然遺産に向けた取り組みが強化されるものだと認識していますので、そういう意味では早目に国立公園化に向けた動きを加速するために県も環境省に協力しているという状況でございます。

○仲村未央委員 そういうことから言えば、ここで陳情第63号がいう要求というのは非常に大事な指摘ですし、林道を開発するにしても一定の要件の緩和とか、道の幅とか、長さとかということも森全体に与える影響を見るときに、この森林をどう全体として守っていくかという意味では県環境影響評価条例の改正が必要な時期だということはやっぱりあるのではないのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 いつの議会か特定ができませんが、県環境影響評価条例について検討いたしますとお答えしたと思います。どういう形で、どういう要件で、やっぱり条例に乗せるからには実行性が伴わないといけないと思っていますので、今年度そういう調整も含めて関係部局といろいろやりとりをしている状況であります。

○仲村未央委員 今の調整というのは大体いつごろまでにとのめどを持って、

県環境影響評価条例の見直しなりに取り組んでいこうということでしょうか。

○知念建次文化環境部長 特に期限を決めておりません。我々の思惑と相手方の状況とかいろいろ意見交換をしているところでして、今後の事業予定それも含めてどういう形でできるかと、もう少し時間をいただきたいと思います。

○仲村未央委員 先ほど持ち出した沖縄21世紀ビジョンなんですけれども、かなり島嶼地域の脆弱性にどう配慮し、生物多様性をどう確保していくかということで、沖縄がこうあるべきだというビジョンの筆頭に自然環境というのが上がっているのです。こうありがたい沖縄の姿、そういう意味ではやはり相手の出方というよりはむしろ環境サイドが主体的にもっと強く出ていくことというのが、このビジョンの実行性を高めていく上で本当に大事なポイントになるのかと思いますので、ぜひそこは強力な取り組みをお願いしたいと思いますが、文化環境部長いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 我々の意識というか、認識としては環境保全について今の施策、あるいは要するにどう実現できるかということも含めていろいろ研究、検討しているつもりですし、今後とも十分やっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 それでは次の15ページ陳情第107号、これは京都議定書の6%削減目標というものが、今回新政権、鳩山総理のリーダーシップで、かなり目標が大きくなったと認識しておりますが、沖縄県の排出削減目標というのは何パーセントでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 2000年度比で8%の削減を目標にしております。

○仲村未央委員 目標年度はいつでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 来年、2010年です。

○仲村未央委員 2010年で2000年比8%の減という目標は、これは来年いよいよ期限が近いわけですが、いかがですか。達成見込みというのは。

○安富雅之環境政策課長 平成18年度比で、たしか270万トンくらい削減しな

いとだめです。達成できないという状況でありまして、今ちょっと厳しい状況になっております。

○仲村未央委員 厳しい状況の度合いというのは、いわゆる2010年で本来ならば2000年レベルから8%を想定していたとしたら、実際には何パーセントの削減にとどまりそうなレベルなのですか。

○安富雅之環境政策課長 現在、2000年比で、2006年で14%増加しております。そういう状況になっております。

○仲村未央委員 ということは、2000年レベルから8%どころか、2000年レベルから14%今ふえているという状況なわけですね。そうなると、今後の目標設定と国が掲げる目標と、またどんどん改良している状況かなと思うのですが、沖縄県としては今後どうしていこうとしているのですか、排出削減の目標設定というのは。

○安富雅之環境政策課長 沖縄県としましては、現行の計画を見直しまして、新たな計画を策定するというところで、今年度から来年度にかけて調査をしております。

○仲村未央委員 その目標ですが、今2010年までの現計画があって、次のまた2010年の計画をつくることになるのでしょうか。そうなると、大体実際にはふえ続けているものを、目標値を置くときにどういったレベルの目標を持っていこうということになるのでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 新たな計画の策定に向けましては、排出量の将来予測の精度を向上させるということと、計画における策定目標につきまして排出量の将来予測における増加量、あと対策の推進による削減量を精査しまして実現可能生の高い目標を設定したいと考えております。

○仲村未央委員 抽象的でわかりにくいのですが、これは皆さんがつけている地球温暖化対策の地域推進計画というのを持っています。これでさっきおっしゃっていた2000年比8%削減ということで、これを策定した当時には2000年の8%削減というのは現実的だと言っているのです。将来予測として。これは達成できるということなんです。ただ、黙っていて達成されるわけはな

いというわけで、それぞれが取り組むべきことを明確に課題化して、中でも行政の取り組みというところを明確にされています。こういったことを一つ一つ検証して行って、できた、できないといったものをきちんとやっているのですか、検証しているのですか。

○安富雅之環境政策課長 検証しております。

○仲村未央委員 それで先ほどの2000年レベルから8%減が現実的だったものが、それどころか14%逆にふえてしまっているということについては、何が本来でこうなっていると検証をされたのでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 大きな要因としては人口がふえたということと、あと世帯もふえているし、あと観光客の増加ということと、あとレンタカーとか車の保有台数がふえてきたということで電気と燃料の使用量がふえてきた。これが予想を上回る増加だったと言えると思います。

○仲村未央委員 本当に検証しているのかなというのは、少し課題が大き過ぎるんじゃないかなという思いはします。というのは、今の交通需要予測にしても、当時も当然交通需要予測をもってこの計画を策定しているんです。当然、人口もふえることも含めて将来予測に入れて、なお、それは現実的だとやっているものですから、本当に削減目標というのは守る気がある目標値なのかなというのが感じるどころなんですけれど、いかがでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 先ほど申し忘れましたけれども、一番大きな要因は発電する際のCO<sub>2</sub>の排出量ですけれども、その排出係数も同時に伸びてきているということで、同じ電力の使用量であっても、沖縄県の場合は他県に比べて排出係数が高いと、大体2.5倍くらいということですので、その辺の要因も大きいと考えております。

○仲村未央委員 それで、少し気になるところがあって、今の皆さんの考え方をもち出して恐縮なんですけど、この沖縄21世紀ビジョンの中で、15ページに2003年のCO<sub>2</sub>削減率5割を目指しという具体的な数値が載っているのですよ。この辺の絡みというのは、何か目標値として2030年のCO<sub>2</sub>の削減率5割というのは何年比5割というのものないんですけれども、そこら辺は次の2020年を展望しようとしている皆さんの計画と整合性というか、これはどうなっています

でしょうか。

○知念建次文化環境部長 まず一つに、この21世紀ビジョンの15ページの分については、今改めて調整をやることになっています。それからもう一つ、この5割が出てきた数字というのは長期間の2020年ではなくて、2030年のものが国のもので6割から8割なんです。これは国のものは1990年比です。その分から推測して、この5割という数字が出ているように聞いていますけれども、その分については、我々が今次年度に向けて見直しを受けている数字、それが今25%という数字も出てきていますので、その辺で改めて調整をしなくてはいけないなということで企画部とは諮っているところです。具体的な数字を入れられるか、入れきれないかも含めて、ちょっと再度調整を図らせていただきたいということでの答弁で御勘弁ください。

○仲村未央委員 数字を入れるかどうかも含めてということですが、もちろん野心的に目標を掲げるというのは2030年に向けたビジョンですから悪いことだとは思わないんです。ただ先ほどの答弁の中でも2010年の目標すら今非常に達成どころか逆行しているところがあるので、そこら辺との整理とか、皆さんの積み上げている中での検証とか、本当に行政が取り組みべきことを一つ一つやってきたのかなということも含めて課題が余りにも大きい気がしたものですから、そこは期待も大きいだけにぜひ本当に取り組めるということを目指していただきたいし、目標も大きく持って頑張っていたいただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 12ページの陳情第33号。読谷村の処分場の問題でお伺いをしたいと思います。処分場の現状、今どうなっているか。この間のいろいろ出来事があった。新聞等で拝見しましたが、それも含めてお伺いできませんか。

○下地岳芳環境整備課長 沖広産業株式会社につきましては、平成21年度の2月27日に改善命令を出しまして、事業者の着手期限が3月29日でした。事業者は、その3日前の2月26日に改善作業に着手しております。改善までの期間が6カ月、先月の2月25日ということで改善作業をしておりました。その改善作業の確認に当たっては、進行管理会議ということで、私ども本庁それから福祉保健所、それから読谷村、事業者を含めて2週間に1遍のペースで作業進への

管理をしてきました。そのほかに、実際に作業が着実に行われているかどうかという組成分析、これは我々県のほうが立ち入って1センチメッシュまでふるいをかけて、すべて調査、再確認をしております。その作業が9月25日、実質的には9月10日に終わっておりまして、その9月25日に改善報告というのが提出されました。その提出書は39の資料がついておりまして、総ページで265ページです。膨大な資料を提出させました。それを細かにチェックをして、去る2月5日に私ども、それから読谷村、福祉保健所が立ち入ったの報告書と、実際に改善した内容を細かく現場でチェックして、改善指示をした6項目について確認をしてきております。

○奥平一夫委員 県も含めて、事業者、それから読谷村やほかの皆さんが立ち会って改善報告書と現場を実際、目視しながら検証したということですが、この辺で、例えば読谷村とか、あるいは実行委員会の皆さんも御参加されたのですか。

○下地岳芳環境整備課長 10月5日にはこれまでどおり進行管理会議とか、いろんな立ち入りをするときの呼びかけというのは読谷村を通しておりましたので、私どもは通常の周知方法で読谷村には事前に連絡をしましたが、10月5日には住民の方は参加はしておりません。読谷村から一人職員が参加しております。

○奥平一夫委員 読谷村からどういう御意見が出ましたか。

○下地岳芳環境整備課長 現場に立ち会った職員から、特にコメントはなかったということです。

○奥平一夫委員 10月5日に立ち会いでの報告並びに検証後、今後どうなっていくのでしょうか。どういう作業になっていくのですか。

○下地岳芳環境整備課長 今回の改善命令の項目は6項目にわたっておりますので、この項目ごとに、既にこれまで進行管理会議の中でやってきた部分と、それから10月5日にやってきた部分というのがありまして、すべて改善報告に基づく措置というのが行われているのを確認しております。今後は、そういった不適正な処分行為がないように、株式会社沖広産業も含めて、むしろほかの事業所も含めて監視体制を強化していくと考えております。

○奥平一夫委員 この陳情の主は、実行委員会となっています。読谷村都屋の公民館の館長、ここへの報告はなされましたか。

○下地岳芳環境整備課長 この改善報告等も含めて地域から、また新たな土壌調査のお話もありまして、先だってそこの代表の3名の方とお会いしたときに、県議会の終わった後、日にちをおいて話し合いの場を持ちましょうということで今進めております。ですから、まだこの調査結果についての報告はしておりません。

○奥平一夫委員 土壌調査の要請が出ているということは、これはいわゆる処分場のある土壌の調査、それとも処分場の近隣から土壌とか、その土壌自体ですか。

○下地岳芳環境整備課長 住民の皆さんが要望しているのは処分場内のボーリング調査の件です。県としては、専門家の意見も聞いて、それからこれまで改善命令に至るまでの最新の処分場の調査仕法というものを専門家の意見を聞きながらやってきたという経緯もありまして、私どもはボーリング調査の必要はないと考えておりますけれども、住民の方はどうしてもやりたいという意向がある。これは事業者の協力がなくてはできませんので、住民の皆さんの具体的な計画を聞いて、その計画をもって事業者と協力できるかどうかを指導していきましようということで今話を進めております。

○奥平一夫委員 産業廃棄物行政は大方そういうことはたくさんあります。この県内で特に沖縄の産業廃棄物行政が一番悪いんじゃないかと言われるくらいに産業廃棄物業者に対する姿勢がほとんど甘くて、我々一般市民から見れば本当に行政と業者が癒着しているんじゃないかなと、これまでずっと見てきて本当にそういう思いがいっぱいあるわけです。そういう意味では、公共関与管理型処分場は何年たちますか。3年、4年くらいなりますよ。処分場の候補地も決定しながら、いまだに前に進んでいないという事態であります。ですから、そういう意味では、こういう住民の不信感をどう払拭するかということが一番大事だと思うんです。そういう意味では、今住民がボーリング調査を求めているというのでしたら金額が相当かかるでしょうけれども、これは何らかの形でボーリング事業費を捻出してでも、あるいは業者と相談をしてでもやって本当にこうなんだということをしつかり住民の皆さんの信頼を得るといった形がない

限り、恐らく皆さん方の産業廃棄物処分場行政というのは前に進みません。これははっきり言うておきます。ですから、お金がかかる云々ではない。やっぱり嫌われものの処分場ですから、やっぱりできるだけ地域の皆さんは来てほしくないですよ。だけど、きちんとこれは、いわゆる行政がきちり管理をし、指導はしっかりやって、違反を出さないという、こういうところを見せないと恐らく住民は納得しないと思いますが、いかがですか。

**○下地岳芳環境整備課長** 委員の御指摘のとおり、なかなか産業廃棄物処理場は地元が受け入れにくい状況になっているということは産業廃棄物処理業者の、これまで不適正事例等が影響していると理解しています。今後、我々も監視強化、これまでやってきたものよりもより強化をしないといけないということで、先だって千葉県とか、そういった先進県の立入監視のやり方というのを職員を派遣していろいろ状況調査をさせております。それを踏まえながら、例えば今展開検査の問題もありますし、それから帳簿類のチェックの問題もありますし、その辺を改善のいく方向で今検討しております。既に、事業者については県は、これまでの部分の方針を変えますということは説明会を開いて周知しております。

**○奥平一夫委員** そういう意味では、本当に積み重なってきた不信感というのはなかなか払拭できるものではありませんので、住民の意向を聞いて、しっかりと土壌調査を業者と行政が中心になってやるということを住民の皆さんに伝えることです。それはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○下地岳芳環境整備課長** うちも環境行政をあずかっている立場ですので、住民の皆さんの納得のいくような行政を進める責務を感じております。また、いろいろ予算等もごございますので、その際は応援のほうもお願いしたいと思います。

**○奥平一夫委員** それから今後の件なんですけれども、いわゆる読谷村都屋区の実行員の皆さんに、いつ、どのような機会か、あるいは読谷村の皆さんにどのような機会か報告をされるのでしょうか。

**○下地岳芳環境整備課長** 先だって、阿波根課長、川崎事務局長、それからそのほかにあと一人の方の御3名と会ったときにそのスケジュールについては、今後何度もお会いして決めていきたいと思いますので確認をしておりますの

で、具体的な日にちは決まっておりません。説明するという事は伝えてあります。

○奥平一夫委員 いずれにしても、こういう環境行政にしても、産業廃棄物行政にしても、市民の側に立ってしっかりと行政を執行していくことが一番大事だと思いますので、それをぜひお願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第107号。これは先ほどから議論になっていて、この8月に行われた県の温暖化対策会議、そこでは具体的にどういう形での削減目標とか、削減対策というのが出てきたのでしょうか。

○安富雅之環境政策課長 経済産業省とか、環境省、それから沖縄総合事務局からそれぞれの取り組みの報告がございました。

○翁長政俊委員 いやいや、そういうことじゃなくて、それぞれの報告はいいのですが、県はどういう報告をして、どういう議論になったのですか。この会議で出た結論があれば、それも含めて聞かせていただけませんか。

○安富雅之環境政策課長 県としましては、現状の沖縄県の温室効果ガスの排出の実態について報告いたしました。最後に、会議の取りまとめとして沖縄地域低炭素社会づくりのメッセージということで、最後にメッセージを読み上げております。3つございますけれども、まずライフスタイルの見直しということでエネルギー依存型の生活を見直し、無駄なエネルギーの使用を減らしていくと、2番目に公共交通機関の利用促進、自家用車の利用から公共交通機関へのシフト、それからエコドライブの励行、省エネルギー安全のための運転、そういったメッセージを発信しております。

○翁長政俊委員 そういったメッセージを発信する前に、県の今のCO<sub>2</sub>削減の対策に対する数値というのは、先ほど仲村委員とのやりとりの中で出て来たのですけれども、現状認識もしっかりと報告したのでしょうか。数値が出てこないものですから、報告したというだけでは中身が私達が全くわからなくて、中身をちょっと教えていただけませんか。どういう数値、現状がどうなってい

て、将来どうするという目標みたいなものがあれば聞かせていただけませんか。

○安富雅之環境政策課長 県としましては、1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量が高いということで、その改善が課題だということで報告しております。

○翁長政俊委員 もう少し丁寧に、どう高いのですか。全国平均でどのくらい高いとか、国民1人当たりのCO<sub>2</sub>の排出量が高いと云って、私どもはどれだけ高いのか、比較対象がないとどうなのかがはっきりわからないのです。

○安富雅之環境政策課長 1990年には全国平均の8割程度ということで、かなり低かったんですけども、1990年から2003年にかけて、1人当たりの排出量がふえてきて、大体2003年で全国並みになっております。1990年度の1人当たりの排出量が低かったということもありまして、そのために伸び率が高いという状況になっています。

○翁長政俊委員 1人当たりの排出量が高いということは、私が知っている範囲の中では沖縄県が全国の中では最大なのかな。

○安富雅之環境政策課長 1人当たりの排出量としては全国並みです。ただ報道で突出しているとされたのは、沖縄県は1990年度の排出量が低かったので、1990年に比べて突出して伸びているということです。

○翁長政俊委員 伸び率が突出しているということですか。こういったものを踏まえて、この陳情の、いわゆる対応策なんですけれども、この太陽光なんですけれども、幾つか対策があって、先ほどいうようにライフスタイルということになると太陽光等の導入も一つだと思ったり、公共交通機関ということになると今の車社会を変えていかないといけないという話になるし、そうなるといわゆる軌道系の、いわゆる交通機関の導入というのも体系的に出てくるでしょうし、トータルとして物事を考えていかないといけないわけですよ。その中で太陽光、いわゆる県が今2万円を補助していたのですか。資料では住宅用の太陽光、補助で、1キロワット当たり国が7万円、那覇市が3万円、県が2万円、県は1件2万円という補助のやり方なんです。これは、どうなんです。これまで経済対策でやってきた中で、この300件を既に使って、そして新しくこの今計画を立てているところなんです。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 はい、そのとおりでございます。

○翁長政俊委員 これは、県の今日標数値を含めて、伸び率がこれだけ高いという中で、新しい政権が出てきて1990年度比で25%の、いわゆる削減をやるということで、公共工事を含めて削減をして、こういった環境関係のものにシフトしようという動きになっているわけです。そういう中で、企画部と議論をしているということなんですけれども、具体的な中身というのは詰まっていないのですか。将来性、次年度の予算も概算要求が出たと思うのですけれども、その中での対応策というのはどんなになっていますか、太陽光関係のものについては。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 まず今回の2万円の補助に関しましては、今年度内に予算を確保いたしまして、可能な限り支援していくということ、前に観光商工部長が答弁しているとおりでございます。そして、平成22年度に関しましては、今内閣府のほうに電気自動車を含めて導入するように今提案させていただいていますので、ちょっと若干政権が変わりまして、10月15日までは状況がわからないという話がきておりますので、その状況を見ながら、新聞等にその太陽光発電関係を含めて、どういうふうな事業を新規として提案されるかは多分出てくると思います。

○翁長政俊委員 僕は、県の方向を知りたいものですから、一つは概算要求が出ているのであれば、新政権はできたんだけれども、概算要求段階での積み上げというものは聞くことが可能ではないのですか。

○安里厚観光商工部産業政策課班長 8月31日時点で、概算要求が出た時点では、2つの事業がエネルギー関係で出ておりました。資料も手持ちがなくて、トータルで国費ベースで約12億円程度の予算が計上されたと記憶しております。細かい数字を今持っていないくて、ごめんなさい。

○翁長政俊委員 ごめんなさいと言われても。ライフスタイルを変えていくという意味では、要するに特に沖縄県は化石燃料の使用量が高いです。国がこういった高い目標数値を持って、これから世界的な約束も含めてCO<sub>2</sub>の削減については本腰を入れてやっていこうという最中で、県は先ほど出ているようにいわゆる伸び率も一番高いと、全国で一番高いと、これから先ほどの報告では、8%の目標が既にそのレベルではなくて、14%もアップしているという現状を

考えてみると、いわゆる幾つかのメニューを持ってこの対策はしないといけな  
いんだけど、陳情者が言っている太陽光の問題についてはボリュームをも  
っとかさ上げして、県が県単独の2万円程度のものではなくて単価を上げる必  
要があるということが一つ。もう一つは、規模もこの規模では話にならないと  
思っているんだよ。だから、この規模を拡大していくという方向性が見えない  
ことには、先ほどから出ているように県の目標なんてクリアすることができな  
いだろうし、違う部門において、交通関係の部門においては交通関係の部分で  
それなりに努力してもらわなければいけないけれども、これ太陽光については  
どうなんですかという、ここの部分を聞きたいのですよ。

**○安里厚観光商工部産業政策課班長** 今質疑がありました太陽光についての拡  
大の方向なんですけれども、それに関しましては内閣府を含めて経済産業省と  
調整させてください。ちょっと県単独だけでは金がないから規模拡大できない  
んですけれども、国のほうの支援もいただきながらできるような方向で検討し  
ていきたいと思います。

**○翁長政俊委員** 君に金を出せと言ってもしょうがないものな。ただ、皆さん  
が積み上げていく中で、この部分というのは要するに需要がかなりあるんだよ。  
私どもも市民の皆さん方からいろいろとこういう問題について、この聞き取り  
をするとかなり期待感があって、県の単独枠があんな300件程度で打ち切られ  
て、私もやりたいと思ったら、とんでもないという話をしている県民がかなり  
いるんです。もう一つは、こういうものを率先してやっていこうという業界の  
皆さんもいて、県の誘い水、ある意味では県が牽引者になってやっていくこと  
は、こういうCO<sub>2</sub>削減の低炭素社会をつくるという意味での牽引者になれる  
部分が出てきますので、ここのボリュームの出し方としては沖縄県全体のCO<sub>2</sub>  
対策に関する県民の意識からも大変重要な部分なんですよ、わかりますか。  
文化環境部長のところでは違いますけれども、そういう意味では環境全体のと  
らえ方として幾つかの、今言う太陽光もそうでしょう、交通機関もそうなんで  
しょう、車のエコドライブの問題もそうでしょう、すべて合わせ技をしてやっ  
ていかないとうまくいかないわけです。民間の企業においても、それだけの要  
求をし、さらに彼らにそういう負荷をかけていくことになると、よっぽどのリ  
ーダーシップがないとうまくいかないというのが現実問題として出てくると思  
うのです。環境全体を所掌している文化環境部長としてはどうなんでしょうか。

**○知念建次文化環境部長** 太陽光にしましても、他部局のことですので余り言

えないんですけれども、確かに規模云々、例えば1件当たりでやるのか、平米当たりまでもっていくのか、その辺も今後検討されていければいいなと考えています。今の要件とどれくらい要件を積み重ねられるか、あとどれくらい国に支援を求められるかです。その辺で検討を重ねていければということは、私も非常に期待をしているところであります。全体的な問題としましては、一つの公共交通機関の乗りかえは単純にできるというのは、自家用車から公共高速バスなり、モノレールなりに乗りかえることは啓蒙、啓発活動でできると思いますので、それは早急に取りかかる必要があるかと思います。もう一つは、レンタカー等について、今次年度のうちの部局で少し観光商工部と一緒にいろいろ研究してもらっていますけれども、レンタカーの電気自動車への転換、あるいはハイブリッドカーへの転換等について今国と調整させてもらっています。そういうものを一つ一つ含めて、積み重ねていくことだが、確かにこのCO<sub>2</sub>の削減にとって、いきなり減らすことはなかなか難しいかと思しますので、一つ一つ積み重ねていって、どういうところで施策展開ができるかについて関係部局も結構多いものですから、そういうところでの調整役というのは大きな役割だと思っています。

○翁長政俊委員 文化環境部長、これは関係する部局との調整会議とか、県がトータルとして低炭素社会をつくるという意味においての連絡協議会みたいなものは持たれているのですか、持たれる予定なんですか。

○知念建次文化環境部長 現在のところ、トータル的なものについてはございません。ただ、今後、例えば知事からも沖縄版ニューディール構想というか、そういうところについても検討しないといけないという発想もありますので、それも含めて検討はしていく必要があると思います。

○翁長政俊委員 これは、文化環境部長のところ、庁議ないし、部長会議でもいいですから持ち上げていくという気概はありますか。

○知念建次文化環境部長 部長会議では少し意見といいますか、そういう話し合いは出した経緯があります。

○翁長政俊委員 全庁的な取り組みということになりますので、太陽光等については、沖縄においてはとてもよい一つの事業になるし、経済の活性化という意味でも大変重要なことだと思うのです。次年度から、しっかりともっと規模

の大枠を求めてやっていける、こういった会議を設置してもらって文化環境部長あたりから提案をしていって、リードするという決意だけを聞かせてもらって終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知念建次文化環境部長 部長会議等で、いろいろ話し合っていける場を提案していきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 陳情第137号について、どうも皆さんの意見を伺っていますますます質疑の中身が出てしまうなと思うのですが、今この処理概要のところの最後の4行あたり、県としてはというところ。いわゆる、その前にもっと専門的な知見の集積が必要だから今結論出せませんという内容になっていますよ。判断するには情報の収集がまだ不十分であるようですが、何がどう不十分という、不十分な根拠といいますか、どういう情報が不十分で今判断ができないというのか、そこら辺がよくわかりませんのでお願いします。

○久田友弘自然保護課長 情報としましては、これまでの自然保護団体等の方々がいろいろ調査しているという情報があるわけ。そういったところにおいては、貴重なものがあるというところがございますけれども、やはり今後このことに関しては、さらなる情報の収集というものがぜひ必要と思っております、その周辺も含めていろいろな情報があるだろうと。陸域も含めてそういった海も含めて、そういった情報もありますし、それからこういったものに関して地元の意向でありますとか、あるいは行政の関係機関、そういったところの御意見なり、そういった考え方なり十分に聞きながら、そういったところについては対応していく必要があるだろうという考えであります。

○比嘉京子委員 結局、こういうことというのは県以外の専門家たちの情報の収集と、県自体の直接に、それが裏づけといいますか、そうなのかという調査していくということが必要なんですか。資料だけでやられるのですか。

○知念建次文化環境部長 ひとつ我々がぜひほしいのは、今年度、来年度にかけてサンゴの全県調査をやっています。サンゴ分布の、沖縄県全体でどういう分布状態であるかという調査を今年度から来年度にかけてやる予定です。そう

いう資料、調査も含めて、全体的なものの掌握にまだ少し時間が必要ですよということで御理解いただきたい。

○比嘉京子委員 ことし、来年というのは調査は着手されているのでしょうか。これからなさるのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 今年度は委託発注したようです。

○比嘉京子委員 これは沖縄本島だけではなく、離島地域も含めて沖縄全体の調査をするということでもいいのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 はい、それこそ全県調査を実施します。過去にやっているのが二、三十年前の分布調査しかないものですから、今後改めて全県調査をした上で、移植マニュアルであるとか、保存のマニュアル、移植のマニュアルというものについては協議会等も設立して、そういうのを今までやってきたものですから、それに今度は全県調査をして、分布状況がわかるようになって、それを全県的には保護、育成に努めていきたいという趣旨で、今宮古地域、八重山地域も含めて全県調査をしている状況です。

○比嘉京子委員 分布というときさであるとか、いろんなもちろん種類も見て、結局、今何が不足なんだろうということで、ここがよく見えないんですけども、現に沖縄県はランクⅠに指定しているわけです。厳選な保護区域であるという、そのランクⅠに指定していることと、まだここで資料が不十分なので少し判断を待ちますということの整合性がなかなかわからないものだからこの質疑をしているんですけど、ランクⅠと位置づけたのはサンゴだけではないわけなんですけれども、ここは十分な保護区域ですよと指定しておきながら、今アオサンゴの生息地を保護区に指定することというものに対して、資料収集をもっともっとやっていく必要がありますと書いてあるものですから、この整合性はどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 指針のランクⅠに指定して、委員がおっしゃるとおりいろんな要素をかみ合わせた上でのランクⅠの指定です。貴重な地域であるということについては、我々はそういう認識をしております。今、サンゴとの関連なんですけれども、例えばユビハダハマサンゴにしましても、アオサンゴにしましても今回環境アセスメントとの関連で新たに発見された、新たな状況

で見つかったということがあるものですから、大浦湾というのは透明性からすると宮古地域、八重山地域等々の透明性にはまだ至っていない状況の中で、こういうサンゴが見つかったということもあるようですし、そういう面ではまだ調査というのは必要だと思っております。それと、今ちょうど全県調査もやることになっていきますし、調査をやる上では専門家の先生方にもいろいろ聞いていくという予定をしていますので、そういうものもあわせて調査をしていきたいということでございます。

**○比嘉京子委員** 調査するという委託業者と、その調査した結果、大きさとか、いろんなサイズとかがわかってくる、そういうものを評価するというのは同じ業者では、私はできないのではないかと思います。これが本当にどれだけ貴重なたぐいのものなのかという評価は、調査する班と、私は同一ではないのではないかと思いますよ、そこはどうなんですか。

**○知念建次文化環境部長** 調査においては、大学のサンゴの専門であるとか、そういう方々の意見も聞きながら調査も進めていくことになっていきますので、現場調査の状況だけでということではなくて、現場調査の状況を専門家の方々と委員会等をつくって諮りながら、分布図については完成させていきたいという今の段取りになってございます。

**○比嘉京子委員** 私は、今少し資料をいただいて読んでみると、決して新聞報道のみならず、それこそ学会に匹敵するかどうかわかりませんが、レポート等が出されている評価から見ますと、まだまだそれが皆さんが挙げている審議会に委託されている先生方が入っているわけです。それ以上の方々が入っているわけなんです。そういう中で、まだ何が不足なんだろうかというようなことも含めて、何ていいますか、サンゴの世界的なところ、レッドデータリストⅡに指定しているとかというのが、また逆に評価が必要なのかというようなことも含めて質疑をしているわけなんです。そうすると、来年を待って、これを保護区にするかどうかは来年の結果によりけりということではよろしいんですか。

**○知念建次文化環境部長** いずれにしても、サンゴの全県調査の状況を踏まえて、専門の学者の先生方とも相談をしながらやっていきたいと考えております。時期的には言えないんですけども。

○比嘉京子委員 先ほどからの質疑の中で、例えば遺伝子的に石垣市白保は多様性があるけれども、ここは単一であるとかいうものに対して、先ほどの答弁の中では単一だからということが評価が低いようなニュアンスに聞こえたものですから、これは非常に評価の分かれるところなのか。単一だからこそ、非常に影響を受けやすい体制が、非常に難しいという意味で貴重であるという逆の評価をするのかも含めて、そういう意味で言うと評価をする観点というのは今判断すべきことではないし、判断をして、それだから低いみたいな言い方があったものですから、何を手に入っていて何が手に入っていないのかということがなかなか不明確だなということで質疑をいたしました。来年までの県の調査を専門家の評価も含めて、トータル的な評価を踏まえた上で再検討をするという理解でいいということですか、期限は来年になるかどうかかわからないのですか。

○知念建次文化環境部長 来年までは調査を行いますので、それを踏まえて検討をさせていただきます。

○比嘉京子委員 7ページのほうで、皆さんの質疑になかった点で、陳情175号の2です。この2について、男女共同参画社会の実現を目指すこととところの皆さんの処理の方針ですが、この中で、特に政策方針決定過程への女性の参画方針で、私は県庁内において皆さんが作成しているこの男女共同参画社会の実現ということに対して、今どういう状況にあるのか、進んでいるのか、進んでいないのか、どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 県の審議会等の女性委員の登用状況ですけれども、平成21年度4月時点での調査を見ますと26%、ここ数年同じ数値で推移しているということで余り進んではないということです。

○比嘉京子委員 ここでいう政策方針決定過程というのは、例えば今のような審議会以外にどういう部署を指しておられるのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 各審議会委員というのも全庁的にわたっておりますので、全部の数字は130名余りあったと思いますけれども、それから県議会議員に占める女性の割合も調査しておりますし、それから市町村の審議会等についても調査をしております。それから職員につきましても調査はしております。職員に占める役職員の割合というものです。

○比嘉京子委員 では、今職員に占める役職員、県庁の役職の女性の登用というのは何パーセントくらいでしょうか。それは徐々にであってふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 この数値は知事部局だけではなくて、病院事業局とか、教育委員会、警察等も入りますので、そうしますと平成21年度は課長級以上で6.69%、平成20年度に比較しますと0.48ポイント減っております。それ以前の数字は手持ちの資料がないものですから。

○比嘉京子委員 今担当されている部署として、これをどのように本来だったら、どこになかなか進まない原因があるんだらうと思うんですが、これを伸ばしていくために、皆さんはどういう施策を考えておられるのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 政策方針決定過程への女性の参画の促進ということで、県の後期プランの中では審議会等への女性の登用を積極的に推進するとともに、女性職員につきましては幅広い分野での配置、それから管理職への積極的な登用に努めるということを挙げておまして、これにつきましても全国的なデータとか、他都道府県の取り組み等について担当部署のほうに資料がありますと、情報提供という形で検討していただければということに投げかけてはいます。

○比嘉京子委員 この県庁内における課長以上の割合が6.69%というのは、全国的に見てどうなんですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 今手元に資料がないのですが、全国が12%だったかと思います。これは政令指定都市も含めてですけれども、都道府県だけですと上位3位か4位くらいだったかと思います。これは記憶で申しわけありません。

○比嘉京子委員 これは率先して沖縄県がやっていけたらと私は思っています。といいますのは、今世界から見て女性が高学歴であるにもかかわらず、日本は女性の登用がないことにおける損失というのをはじき出しているデータもあったと思うんです、過去に。沖縄県で多分に教育関係ではかなり登用というのは課長クラスよりも進んでいるのかもわかりませんが、そういう意味でい

うともう少し積極的なあり方というものを私はやっぱり考えていく必要といたしますか、時期といたしますか、それがあろうと思うんです。といたしますのは、採用試験で男性、女性のそれもおわかりですか、どちらが優位であるかどうかとか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 済みません。総務部のほうでこういったデータは持っておりますし、機会があれば関係課の幹事会等で意見交換をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 私は、今の質疑はもっと促進してもらいたくて言っているんですが、私がいつも決算特別委員会、予算特別委員会で非常に圧倒されているのは、入ったとき遜色がなかったのではないかと思うのです、採用された時点では。ここに上がってきている大半の男性の群を見て、すごく考えてしまうんです。一体、この間にどうやってみんながいなくなったのかということを経験しています。そういう意味でも、男女がバランスよく、それぞれの違う観点を持った、それから感覚を持ったということは非常に議員でも同じですが、絶対にこれは生かされると思うんです。生活の視点からしても。体験の視点からしても、言葉の視点からしても、そういう意味で言うともっと12位、13位というのは結構なことですが、もっと甘んじることなく、ぜひもっと積極的に動かしてもらいたい。私は、そこに非常に注目しております。日本は、これで非常に損をしているんだと、世界的にも指摘を受けています。日本のこれは経済的に換算した学者もおりましたけれども、ぜひ沖縄県は率先してやってもらいたいということで注目しておりますので、やっていただきたいと思えます。

それから、ここは確認だけなんですけど、八重山戦争マラリアですが、新規のもので八重山マラリア犠牲者慰霊碑の17ページの陳情第150号の2、これは解決できていると考えていいんでしょうか。それに当初20本あったものが1本にまで至ったという過程で、県がどういう対応をしてきたのかということを知りたいと思えます。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 陳情にあります敷地内のアカキナノキを台風シーズン等に備えて早急に暴風ネットの保護対策を講じる、そういうことについては農林水産部の協力とか、それから八重山事務所の協力も得まして防護ネットを設置いたしました。それからキナノキ自体が定着が少し弱いというところで、防護用の杭を立てていただいて対策をしております。ただ、土壌管理、現状回復、これについては、この土地では大変厳しいものがあるということで、今後樹木管理の技術者がいます八重山農林水産振興センター、ま

た森林緑地課それから八重山事務所等とも連絡をとりながら、連携を図りながら検討していきたいと思っております。この植樹式が平成13年に行われましたけれども、その後1年間は植栽工事を行った施工業者が管理を行うということになっておりました。そのころ八重山支庁の総務観光振興課と県のほうで連絡をとりながら現状把握を行ってきましてけれども、予定地が生育に余り適さない土地、土質であると。酸性土壌がいいけれども、アルカリ性の土壌であって、客土はしたものの厳しかったと。それから風に弱い、潮に弱いということがありまして、環境の整備にはかなり配慮しましたけれども、現在のような状況になっているということです。

○比嘉京子委員 今後は移植がなされるという理解でいいのでしょうか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 はい、移植を検討しておりますけれども、今すぐにできる状況にはないと、根が十分に活着する期間が少し必要ではないか、この期間がどの程度なのか専門家の意見も聞いていきたいと思っておりますけれども、6カ月とかというような話も出ておりますので、その点、移植場所をどこにするのか、移植時期も季節があるようですので、そのようなところも専門家の意見も聞きながら、関係機関と調整して、石垣市とのほうとも連携を図りながら解決していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 15ページの陳情第107号だけに絞って質疑いたします。知念文化環境部長、この温暖化問題、鳩山新政権もG20でしっかりとCO<sub>2</sub>の25%削減、これは国際公約として発表したわけです。そのことと、先ほど仲村委員の質疑に対して、環境政策課長の答弁で本県は8%目標にして、逆に14%増加しているというお話があったんですが、そのことが国が25%削減をするという大きな目標を掲げたのと、本県のこの現状とどういう影響を与えるのか。

○安富雅之環境政策課長 県としましては、鳩山総理が目標に掲げた25%を踏まえて計画を策定したいとは考えていますけれども、かなり厳しいと考えております。

○仲田弘毅委員 厳しいというのは皆一緒だと、8%削減を目標にすると14%

ふえているわけですから、これを今後どうしていくかということは大変厳しい状況だと思います。先ほど環境政策課長の答弁の中で、その理由として人口1人当たりの排出量が、沖縄県の伸び率が突出している、その理由の中に人口増加あるいはレンタカーとかそういったものがふえて、そういう対応も今後していかななくては行けない。そういったことも含めて、国の処理方針の中にも動向を注視して進めていきますということですが、この8%目標、これを継続して今後ともやっていくのかどうか。

○安富雅之環境政策課長　ことしから来年にかけて、新たな計画をつくることにしておりますので、その目標を8%は見直していきたいと考えております。ただ、何%にするかは今後検討していきたいと考えております。

○仲田弘毅委員　これは先ほど文化環境部長も触れましたけれども、この削減目標の数字は別にして、削減をするという対応はやはり各部局の長がしっかりその削減に関して同じ目標を持って頑張るべきだと考えています。その中の一番大きな課題は、本県は間違いなく車社会ですから、本土みたいに鉄軌道が、路面電車があるということではありませんので、交通体系をしっかりと根底から見直していかないとこの目標云々ではないと思います。これは新政権の中で、25%のはるかに遠い大きな目標だと考えております。しかしそれをより近づけて達成していくためには、どうしても交通体系を今後見直していただきたい。そのことをぜひ配慮してやっていただきたい。

○知念建次文化環境部長　その25%は内閣総理大臣の発言だと思うんですけど、個人的な見解が少し入るようで申しわけないのですが、国内的に25%の削減量、どういう形で具現化していくかという議論はこれからだと思います。その中で企業の関連がどういう形になるか、民間でどういう形になるか、そういうのを合わせるとこれから出ると思います。場合によっては、他国との関係で排出量取り引きという、そういう形も出てくるかもしれません。各地方、地方はそういう状況を、今後の国の計画がどういう形で出てくるかということ、まずひとつ見ないといけないということと、沖縄県の状況、今どうなっているかということ。いわゆる沖縄電力株式会社の排出の問題について、化石燃料に頼っているのがうちの県の状況ですし、それとあわせて社会的な状況がございまして、それをどういう形で実行可能な形にするのか、どれくらいまで努力目標を上げられるかということが今後の数値目標を策定するのに検討しなければいけない事項だと思います。今、企業部門、民間部門という、そもそも部門、

部門である程度分けた上で分析をしていく必要があるかと思います。本年度、そういう状況、現状分析等についてやった上で、次年度どういう削減率が設けられるか、それを検討していこうという、そういう段取りで、そういうスケジュールでことしから次年度にかけての作業工程をつくっています。

○仲田弘毅委員 先ほど、安里産業政策課班長のところの太陽光発電、順調にやっているようですが、それと併用して、それ以外の削減につながることをぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 12ページの陳情第33号についてお尋ねいたします。陳情者からの一番のことなんですけれども、みだりに捨てた行為として、その行政処分をすべきだというような告発をしています。許可外品目である管理型産業廃棄物を処理したということでの訴えですけれども、この事業者が、この事業を始めたのはいつからでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 平成10年8月21日の新規許可でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 平成10年8月21日に開業して、それからずっとこういう管理型産業廃棄物が投棄されていたのかどうか、皆さんが先ほど乙第4号議案で廃棄物の投棄の監視等もこれまでやっていたということがありましたけれども、こういう監視をどんな頻度でやっていたのかお尋ねしたいと思います。

○下地岳芳環境整備課長 最終処分場については、総点検というシステムをとりまして、福祉保健所の職員が立ち入って、処分場内の少なくとも3カ所をユンボ等で掘り起こして、不適正な処理がないかという確認を今取り入れるとともに、常に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の基づく定期的な立入検査という形で現場に立ち入って不適正処理をしていないかどうかというのを確認をいたしております。

○渡嘉敷喜代子委員 これは福祉保健所でやっているところであって、たまたま陳情者が違反なことをやっているという訴えがあって初めて福祉保健所が入って、そういう調査をやったということなのではないでしょうか。

○下地岳芳環境整備課長 廃棄物処理関係については苦情があるから云々ではなくて、当然、福祉保健所は廃棄物処理が適正に行われているかどうかという立入権限がございます。ですから、そのような監視指導という形でやっております。もちろん、地域住民、あるいは関係者からの苦情等があった場合は、当然それが優先されて立入等につながります。それ以外にも定期的に立ち入りをしているということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 県として、これまでも廃棄物投棄の監視をやってきたと朝の報告で先ほどありました。そういうことで、県としても福祉保健所ではなくて、県としてもしっかりとそのあたりの監視をやっていたのかどうか、その頻度とかを聞きたいのです。

○下地岳芳環境整備課長 処理施設だと、関係事業者への立入権限は福祉保健所長に委任されていまして、福祉保健所長の権限なんです。我々も必要とあらば随時立ち入りをする立場にありますのでやっております。ちなみに参考までなんですけれども、平成20年度の立入件数は幾らかということになりますと、特別管理産業廃棄物業者に対しての立入検査は6福祉保健所で1507件です。それから一般の産業廃棄物業者については514件と、トータルでも2000件近くの立入件数になっています。

○渡嘉敷喜代子委員 平成10年に事業を始めました。ずっと投棄してきています。その不法投棄を始めたというのはいつごろかわかっていますか。

○下地岳芳環境整備課長 不法投棄という定義づけが、今当てはまるかどうかは別として、福祉保健所の職員が立ち入ったときには当然その時点で、例えば品目外の受け入れがあれば指導票を切ったり、あるいは口頭で指示したりと対応しております。

○渡嘉敷喜代子委員 現在、この埋土されたというのか、投棄されたものは何メートルくらいありますか。

○下地岳芳環境整備課長 この施設は3業者というのでしょうか、当初はマネーイングという会社が経営していて、それを競売で中央コーリーという会社にとって、その後に沖広産業株式会社が買っている施設なんです。今の沖広産業

株式会社が埋めたというのは大体深さ3メートルほどと推定しております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今、陳情者がボーリング調査を徹底的にやるべきだと言っています。皆さんも何メートルか掘り起こして、やはりこれは不法投棄をやられていたと、いろいろクロルデンが出てきたという表記になっています。ですから、ここの深さというのは今回何メートル掘りましたか。

○**下地岳芳環境整備課長** 今回、改善命令の内容なのですが、非抵抗検査というのの科学手法に基づいて、ある程度処分場内部の性状を推定しまして、その中で品目外—代表的なものは木くず等が入っているだろうと推定される場所が6区画、これは1万8000平方メートルのうちの2250平方メートル、約12%に当たる面積だろうということを推定しまして、その面積に対して深さ3メートルの掘り起こしを指示しております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 3メートルの掘り起こしをして、そういうクロルデンが出てきたということです。そして沖広産業株式会社が前任者から引き継いで3年になるということですが、前任者のものも掘り起こさないといけないという状況です。今、陳情者はそこもしっかりとボーリング調査をしてくださいという要望でしょう。

○**下地岳芳環境整備課長** 我々は、3メートルですべて終わりという改善命令ではございません。3メートルまで掘って、さらにそれ以上木くずの混入が、5%を超えるような状況であれば、なお1メートルづつ掘らせて、さらにまた検査を進めながらやりますよという対応でしたので、今回の作業の中で3メートルでそういう木くず等の混入率、いわゆる5%以下というのは確認できたのです。ですから3メートル以上の掘り起こしの指示はしていないということです。

○**渡嘉敷喜代子委員** 福祉保健所が入って調査をしたという、そのあたりから不法投棄をやっているという情報が出てきていたと思うのです。そのあたりで県がどういう対応の仕方をしたのか、福祉保健所からの報告がなかったのかどうか、これまでに業者からのそういう訴えがある前に、そういう報告がなかったのかどうかお尋ねします。

○**下地岳芳環境整備課長** 私どもが福祉保健所の監視状況、これは注意表とか、そういった指示書とかの内容から把握しているものですが、確かに、平

成15年6月14日に許可品目外の混入が見られるので改善しなさいというのを指示しております。それは中身はどういうことかといいますと、展開検査が不十分で、許可品目外の混入があったという指示書を出したと、その指示書が出た後に立ち入りしたのですけれども、そういう許可品目外はなかったということです。

○**渡嘉敷喜代子委員** ここまでひどい状況になっているところまでほうっておいたというのか、県の行政の怠慢にも等しいかなという気がするんですけども、先ほどの奥平一夫委員に対しても、まだ実行委員への報告もしていないという状況ですから、やっぱりそうかと。早目に報告して、今後どうしてやっていくのか県の方針を示していただきたいと思います。

○**下地岳芳環境整備課長** こちらが意図的に報告していないという意味ではなくて、先だってお会いしたときに、県議会の日程が終わった後に具体的にスケジュールも調整しましょうということですので、これは確実に私どもは説明会を持ちます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 次に、22ページの陳情第170号についてお尋ねします。陳情者からの文言の中で下から4行目、多くの市町村が日本非核宣言自治体協議会に加入しているということですが、沖縄県の市町村で非核宣言している自治体というのはどういうところですか。

○**瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長** 本県で非核平和宣言を実施している市町村は平成7年に53市町村ありました。全市町村が実施しているということです。

○**渡嘉敷喜代子委員** すべての市町村が非核宣言をしている協議会で、どのようなことを協議なさっているのでしょうか。宣言をして、その自治体がどういう協議会を持っているのだけれども、その中ではどのようなことが協議されているのかわかりますか。

○**瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長** 本県の協議会での協議状況というのはよくわかりませんが、日本非核宣言自治体協議会の中では全国の自治体、また全世界の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけていこうと、そして非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立していこうということを活動理念と

して、情報収集、調査研究、非核都市宣言呼びかけの活動、それから各自治体の平和事業推進などを行っているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 平成7年に53市町村が非核宣言をやったと、それを受けて平成17年に県は非核宣言をやったのですか。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 平成7年です。

○渡嘉敷喜代子委員 このように県もすべての市町村も非核宣言をやっている中で、沖縄の子供たちに核についてどのような教育をしてきたのかということが疑問視されているのです。沖縄の子供たちは、沖縄戦については知っているけれども、長崎県、広島県の原爆のああいふ状況とか、そういう教育はなされてないということが今言われているのです。先ほど、平和・男女共同参画課長は非核宣言をしてどのようなことをやってきましたと、核実験をしたときにそのことに対して抗議をしてきたと、そして平和賞もやったと言っておりますけれども、子供たちが学校教育の中で、この平和教育をこれまでどのように位置づけてきたのかなと、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 この宣言については、県として普及啓発を図るために122カ国の駐日大使館を初め各都道府県、それから各市町村に通知してきましたし、それから県のホームページの中でも周知を図っていますが、各学校における授業がどうであったかというところまでは把握をしておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 教育委員会が、このことをどう受けたかということではなくて、やっぱり平和教育行政にかかわっているわけですから、そちらの行政側としても働きかけていくということは大切なことだと思うわけです。沖縄の子供たちが原爆のことを知らないということは、唯一の地上戦であったにもかかわらずそういうことを知らないということは大変なマイナスだと思うのですよ。そんなことは知らないじゃなくて、地上戦があった戦争の体験をした国、県であればこそ、長崎県、広島県とも連携して子供たちがやっぺいこうということまで教育を進めていかなければならないと思うのです。ですから、皆さんが教育委員会に投げかけていくということが大切だと思うのです。それをやらなかったのかどうか、そのあたりの連携がどうだったのかお尋ねします。

○瑞慶村むつみ平和・男女共同参画課長 教育委員会への働きかけは、過去の資料の中でなされた経緯は見当たらないのではないかと思います。平和記念資料館の中で原爆というものを取り上げてきたかどうか調べてみますが、委員のおっしゃる意見に関しましては今後の課題かなと受けとめております。

○渡嘉敷喜代子委員 行政が本当に何をしていきたいのか、沖縄の子供たちにもどうやって継承していかなければならないかということも大切なことだと思うのです。そういうことをしっかりと教育委員会でも、教育のためにどうしてほしいということを投げかけることはとても大切かと思っております。そして、文化環境部長にお尋ねしたいと思うのですけれども、ホワイトビーチに原子力潜水艦が寄港します。その寄港した後に、皆さんは汚染がなかったと報告をしているのです。そのことで非核宣言をしているならば、そこに入っている原子力潜水艦が核を搭載しているのかどうかということまで突っ込んで沖縄防衛局に聞くくらいの姿勢はあってもいいのではないかと思うのです。そのあたりはどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 大変答えにくいんですけども、我々は環境保全の面で原子力潜水艦が寄港するたび水質検査をやって、その結果をお知らせしている状況でございます。それ以外、本当に核が入っている、入っていないということは我々の権限が及ぶところではないものですから、我々の今やっている状況というのは水質の調査をしているという状況でございます。そのあたりを御理解願います。

○渡嘉敷喜代子委員 関連するから、そのことも指摘したいと思うのですけれども、私たちは、沖縄県生活環境保全条例の中で米軍基地の中の汚染についても立入検査をするべきだということを決議しました。これが10月1日から施行されるわけです。そういうことも含めて、県としてはこういう条例があるということもしっかりと盾にして、どんどん事故があったときに基地の中にも踏み込んでいくという姿勢でやっていかなければならないと思うのです。その原子力潜水艦の寄港についても、そういう意気込みで沖縄の姿勢を示していくということも大切だと思うのです。この10月1日施行される沖縄県生活環境保全条例について、どのように基地の中の環境をやっつけようとするのか決意をお尋ねしたいと思っております。

○知念建次文化環境部長 沖縄県生活環境保全条例は10月1日から施行になっ

でございます。3項目の案件も含めて、沖縄県生活環境保全条例の施行にも、我々万全を期したいと考えております。これは、日米地位協定に関して環境条項についても要請していますし、それに日米地位協定についての協議も始まるやに聞いていますので、その辺についても期待していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、明 10月9日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇